

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価

全体評価

①評価結果の総括

- (イ) 業務改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、「外部検証委員会」を設置し、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目毎に機構の業務全般について検証を実施している。
- (ロ) 年度計画を着実に実行するとともに、評価事業、学位授与事業について、着実に改善が図られている。また、平成20年度に実施する国立大学法人等の教育研究評価の準備が着実に実施されている。
- (ハ) 認証評価事業は、多数の大学等を対象に、多数の評価委員などを組織化して遂行する難度の高い業務にもかかわらず、効率的・効果的に行われている。
- (ニ) 学位授与事業は、ユーザー利便性の向上が図られており、調査・研究については各分野の専門家により研究が進められている。

<参考>

・業務運営の効率化:A

・業務の質の向上:A

・財務内容の改善:A

等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 業務改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、「外部検証委員会」を設置し、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目毎に機構の業務全般について検証を実施しているが、課題に挙げられた点等について、検討を行い、改善に努めることが必要である。
- (ロ) 高等教育の質の保証を図るとい社会の要請に応えた認証評価を実施するにあたっては、その結果を絶えず検証し、評価方法の工夫・改善等について、検討を進める必要がある。
- (ハ) 学位授与事業は、機構が授与する学位の意義について、今後一層の社会の理解を求めていく必要がある。
- (ニ) 政府の方針に沿った人件費削減への対応の際に、教職員の負担増や事業の質の低下を招かないよう留意する必要がある。

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 「外部検証委員会」において課題として挙げられた点等について検討を進め、適切に業務改善及び次期中期計画の策定に反映することが求められる。
- (ロ) 我が国の認証評価がより適切に行われるよう、機構が先導的な役割を果たすためにも、評価の有効性・適切性について検証し、評価の実施方法の改善に活かすことが求められる。
- (ハ) 機構が授与する学位の意義については、学位授与申請者に限らず、社会全般に理解を得る取組が進められることが求められる。
- (ニ) 教職員の負担増や業務の質の低下を招かないよう留意しつつ、人件費削減への確実な取組が求められる。

文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会
大学支援関係法人部会 大学評価・学位授与機構作業部会 名簿

委員名	現職
○ 奥野 信宏	中京大学総合政策学部長
松本 香	公認会計士、松本香公認会計士事務所長、 TDK株式会社監査役
渡辺 孝	芝浦工業大学工学マネジメント研究科長

「○」:主査

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価 項目別総表
項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 [※]					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化 [※]				
	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			A	A		調査及び研究	A	A	A	A	
業務の効率化	A	A	A	A		(1)大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	A	A	A	A	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			A	A		1)調査研究プロジェクト	A	A	A	A	
						2)研究成果の公表等	A	A	A	A	
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	A	A	A	A		(2)学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究	A	A	A	A	
(1)大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A	A	A	A							
1)大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A	A	A		1)調査研究プロジェクト	A	A	A	A	
2)短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	B	A	A	A		2)研究成果の公表等	A	A	A	A	
3)高等専門学校等の教育研究等の総合的状況に関する評価	A+	A	A	A		情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	
(2)専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価	A+	A	A	A		(1)評価に関する情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	
(3)国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価	B	A	A	A		1)大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	
学位授与	A+	A+	A	A		2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供	B	A	A	A	
(1)単位積み上げ型による学士の学位授与について	A+	A+	A	A							
(2)省庁大学校修了者に対する学位授与について	A	A	A	A							

その他の業務					
(1)国内外の他の関連機関等との連携・協力	A	A	A	A	
(2)広報活動の実施	B	B	A	A	
(3)大学等の評価に関する普及活動の実施	A	A	A	A	
業務運営					
(1)運営体制の整備	A	A	A	A	
(2)自己点検・評価の実施	A	A	A	S	
Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善	/	/	A	A	
財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	
Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項	/	/	A	A	
人事に関する計画	A	A	A	A	

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

○評価の評定について

【平成16年度～平成17年度】

- A+：特に優れた実績を上げている。
- A：中期計画を十分に履行し、中期目標に向かって着実に成果を上げている。
- B：中期計画をほぼ履行し、中期目標に向かっておおむね成果を上げている。
- C：中期計画をほぼ履行しておらず、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。
- C-：評価委員会として業務改善の勧告を行う必要がある。

【平成18年度～】

- S：特に優れた実績を上げている。
- A：中期目標通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標の達成に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。
- B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。
- C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。
- F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
運営費交付金	2,189	2,189	2,074	1,996		業務等経費	1,645	1,717	1,605	1,459	
大学等認証評価手数料		64	118	253		大学等評価経費		64	118	253	
学位授与審査等手数料	83	87	88	88		学位授与審査等経費	83	87	88	88	
その他	8	9	11	25		一般管理費	463	462	419	395	
寄附金等収入	5	10	15	4							
計	2,285	2,359	2,306	2,366		計	2,191	2,330	2,231	2,197	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用	2,140	2,293	2,250	2,188		経常収益	2,140	2,293	2,250	2,188	
業務費	1,628	1,771	1,771	1,741		運営費交付金収益	2,021	2,096	1,986	1,776	
大学評価事業経費	579	650	653	752		資産見返負債戻入	27	35	40	40	
学位授与事業経費	331	341	355	340		大学等認証評価手数料		64	118	253	
その他事業経費	718	780	763	649		学位審査手数料収入	83	87	88	88	
一般管理費	513	522	479	447		財産貸付料収入	8	9	10	12	
財務費用	0	0	0	0		寄附金収益	2	2	7	5	
雑損		0	0	0		受託研究等収入	0	0	0	9	
臨時損失	269(注1)	0	0	0		財務収益	0	0	0	2	
						雑益	0	0	0	2	
						臨時利益	269(注1)	0	0	0	
計	2,409	2,293	2,250	2,188		計	2,409	2,293	2,250	2,188	
						当期純利益	0	0	0	0	
						当期総利益	0	0	0	0	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

注1) 独立行政法人会計基準に基づき、法人化の際に国から無償譲渡された資産のうち、金額的に重要性のない少額の資産については消耗品費として臨時損失に費用計上し、その費用計上に対応して物品受贈益として臨時利益を計上している。

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出	1,542	2,607	2,332	2,057		業務活動による収入	2,307	2,360	2,324	2,668	
業務費支出	250	1,206	857	786		運営費交付金収入	2,189	2,189	2,074	1,996	
人件費支出	1,153	1,227	1,252	1,144		手数料収入	92	147	207	343	
一般管理費支出	133	168	212	113		寄附金収入	12	8	15	4	
預り科学研究費補助金の払出	7	7	11	14		預り科学研究費補助金の受入	7	7	14	13	
投資活動による支出	66	70	19	316		その他の業務収入	8	9	15	11	
有価証券の取得による支出	—	—	—	299		利息の受取額	0	0	0	1	
有形固定資産の取得による支出	66	70	17	16		投資活動による収入	—	—	—	300	
財務活動による支出	—	—	—	—		有価証券の償還による収入	—	—	—	300	
						財務活動による収入	—	—	—	—	
計	1,608	2,678	2,351	2,373		計	2,307	2,360	2,324	2,668	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	709	395	367	673		流動負債	710	398	368	673	
固定資産	7,510	7,379	7,192	7,038		固定負債	213	248	229	237	
						負債合計	924	646	596	910	
						資本					
						資本金	7,471	7,471	7,471	7,471	
						資本剰余金(注2)	△176	△343	△508	△670	
						利益剰余金	0	0	0	0	
						(うち当期未処分利益)	0	0	0	0	
						資本合計	7,295	7,128	6,963	6,801	
資産合計	8,219	7,774	7,559	7,711		負債資本合計	8,219	7,774	7,559	7,711	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

注2)資本剰余金が減少となっているのは、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額を損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しているためである。

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期未処分利益					
当期総利益	0	0	0	0	
II 利益処分量					
積立金	0	0	0	0	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
常勤職員	141	142	138	140	

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

1 業務の質の向上

(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
大学等の教育研究活動等の状況についての評価	大学等の教育研究活動等の状況についての評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。 ○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究活動の状況を適切に評価しているか。（法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。） ○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況について、効果的な評価方法等の検討を適切に行い、基本的方向性等を適切に整理しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、短期大学及び高等専門学校各機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会等を設置し、また、法科大学院認証評価委員会の下に、評価部会及び運営連絡会議を設置した。評価担当者については、各関係団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成21年度以降の評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準について見直しを行い、文部科学大臣への届出を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修については、評価担当者の都合を考慮し、同一プログラムの研修を2回設定するとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、具体的な評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった38大学、2短期大学及び20高等専門学校並びに法科大学院を置く9大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成20年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 法科大学院認証評価（予備評価）に申請があった3法科大学院について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成20年3月に予備評価の結果を確定し、対象大学に通知した。 ○ 平成20年度実施の認証評価については、11大学、2短期大学及び2高等専門学校並びに18法科大学院の申請を受け付けた。円滑な申請を促すために、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明等を行った。 ○ 平成18年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及び評価担当者に対し、評価の有効性、適切性について検証するため、アンケート調査を行った。この検証により、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。 ○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される外部検証委員会を設置するとともに、その下に認証評価に関する外部検証委員会を設置して外部検証を実施した。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院に関しては、平成19年1月にとりまとめた「専門職大学院の評価基準モデル」をもとに、必要に応じて関係団体等からの相談に対応した。 ○ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況の評価（以下、「国立大学法人等の教育研究評価」という。）に関しては、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受け、平成20年度に向けて、評価実施要項、評価作業マニュアル等の整備を行い、国立大学等の評価担当者への説明会を行った。 また、国立大学教育研究評価委員会の下に、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織を置き、適切な評価実施を行うための体制整備を行った。 評価時に必要となる情報・データの内容の整理や大学情報データベースにより収集したデータの分析等に係る機能の整備を行い、その検討状況について国立大学法人関係者等に対して情報提供した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年度においては、評価体制の整備を図り、38大学、2短期大学、20高等専門学校、9法科大学院を対象に、これまでになく膨大な業務を組織的に遂行できたことは評価できる。また、被評価大学などからの意見申立てに対し、透明性を確保した形で実施したことは適切であった。 ○ 平成18年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及び評価担当者に対し、評価の有効性、適切性について検証するため、アンケート調査を行い、この検証により、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにし、評価の実施方法の改善に活かしていることは評価できる。 ○ 平成21年度以降の評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準について見直しを行っていることは評価できる。 ○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される外部検証委員会を設置するとともに、その下に認証評価に関する外部検証委員会を設置して外部検証を実施したことは評価できる。 ○ 評価担当者の研修や大学等の意見を聞きながら評価方法等を逐次整備したことは、評価できる。今後も引き続き、限られたリソースを有効に活用し、高等教育の質の保証を図るという社会の要請に応えた認証評価を実施するため、評価の社会への明確化や評価方法の工夫・改善を期待する。 ○ 法科大学院以外の専門職大学院に関し、平成19年1月にとりまとめた「専門職大学院の評価基準モデル」をもとに、必要に応じて関係団体等からの相談に対応していることは評価できる。 ○ 国立大学法人等の教育研究評価に関し、評価実施要項、評価作業マニュアル等の整備を行い、国立大学等の評価担当者への説明会を行うとともに、国立大学教育研究評価委員会の下に、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織を置き、適切な評価実施を行うための体制整備を行うなど、平成20年度の実施に向けた着実な取組は評価できる。
(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	(1) 大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等からの求めに応じて、大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学、短期大学及び高等専門学校各機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会等を設置し、評価担当者となる専門委員について、各団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成21年度以降の評価の実施に向けて、各機関別認証評価実施大綱及び各評価基準について見直しを行い、意見照会を経て改訂した。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった38大学、2短期大学及び20高等専門学校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成20年3月に評価結果を確定し、対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。 ○ 平成20年度実施の認証評価については、11大学、2短期大学及び2高等専門学校の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、各機関への訪問説明を行った。 ○ 平成18年度に認証評価を実施した大学、短期大学及び高等専門学校に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができ、評価の実施方法の改善に活かした。 ○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置するとともに、その下に「認証評価に関する外部検証委員会」を設置して外部検証を実施した。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ○ 38大学を対象に周到な準備の下で組織的に混乱無く評価業務を遂行できたことは高く評される。意見申立てのあった大学に対する再審査の公表等透明性のある形でのフィードバックは、評価文化の定着に向けての意義は高いものであり、評価できる。 ○ 平成18年度に認証評価を実施した大学、短期大学、高等専門学校、法科大学院及び評価担当者に対し、評価の有効性、適切性について検証するため、アンケート調査を行い、その検証により、大学評価・学位授与機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにし、評価の実施方法の改善に活かしていることは評価できる。一方、現在、大学評価・学位授与機構に評価の申請をするのは国立大学中心となっており、アンケート調査の対象も国立大学が中心となると考えられるため、私立大学等からの意見を反映できる体制を今後も維持していく必要がある。
1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	1) 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員についても、大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成21年度以降の評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について、意見照会を経て改訂した。また、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても併せて改訂を行った。 ○ 評価担当者に対する研修については、同一プログラムの研修会を2回開 	A	

			<p>催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。</p> <p>○ 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった38大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象大学からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成20年3月に対象大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。なお、意見の申立てのあった大学については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象大学に送付するとともに公表した。</p> <p>○ 平成20年度実施の認証評価の申請については、11大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。</p> <p>○ 平成18年度に認証評価を実施した大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成19年度に実施した評価についても、平成19年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに、機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。</p> <p>把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなど工夫を行った。</p> <p>○ 検証結果については、「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。</p> <p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置するとともに、その下に「認証評価に関する外部検証委員会」を設置して外部検証を実施した。</p>	<p>○平成20年度実施の認証評価の申請については、11大学の申請を受け付けている。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行っていることは評価できる。</p>
<p>① 大学からの求めに応じて、機構が定める大学評価基準に従って当該大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該大学が大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>平成19事業年度計画なし</p>			
<p>② 評価体制の整備等 平成16年度に大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から大学の認証評価機関としての認証を受ける。 平成16年度中に、ネットワークを利用した評価作業システムを構築する。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p>	<p>① 評価体制の整備等 大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。</p>		<p>○ 評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会10部会（委員31人、専門委員88人）、財務専門部会1部会（委員2人、専門委員2人）を設置した。さらに、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて、審議を行う意見申立審査会（専門委員7人）を設置した。また、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。</p> <p>専門委員については、大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、208人（評価部会88人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員111人）を選考した。選考に当たっては、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。</p> <p>また、平成20年度評価における対象大学数、対象大学の学部等の状況に応じた評価担当者を配置するため、大学関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から幅広い分野の専門家及び有識者を専門委員として120人（評価部会23人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員88人）を選考した。</p> <p>○ 平成21年度以降の実施の評価に向け、大学評価基準の内容に重複があった観点の整理やより分かりやすい内容となるよう表現等を見直し、関係団体をはじめ広く意見照会を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても改訂を行った。</p> <p>○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を6月に2回実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。</p>	
<p>③ 評価の実施 平成17年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>	<p>② 評価の実施 平成18年度に申請を受け付けた大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>		<p>○ 以下のとおり評価を実施した。</p> <p>① 書面調査の実施 対象大学から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（9月まで）</p> <p>② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、対象大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。（10月上旬から12月中旬まで）</p> <p>③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、当該大学に通知した。その後、意見の申立てのあった3大学について、その内容について再度審議を行い、評価結果を確定した。（平成20年3月まで）</p> <p>④ 評価結果の通知、公表 平成20年3月に各対象大学及びその設置者に対して当該大学の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。</p>	

	<p>③ 評価の受付 平成20年度に実施する評価について、各大学から評価の申請を受け付ける。</p>		<p>○ 平成20年度に実施する評価の申請を受付するため、平成19年7月に依頼文書「平成20年度に実施する大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」、「平成20年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていない、すべての国公私立大学に送付した。</p> <p>○ 平成19年5月に全国2ヶ所（東京、大阪）で大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。</p> <p>○ 各大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。</p> <p>この取組により、平成20年度に実施する大学機関別認証評価について、11大学からの申請を受け付けた。</p>	
<p>④ 評価結果の検証等 評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>	<p>④ 評価結果の検証等 平成18年度に評価を実施した大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 平成17年度から実施した認証評価の有効性、適切性についての調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>		<p>○ 大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。</p> <p>○ 検証の実施に当たっては、評価実施校及び評価担当者に対し、選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。</p> <p>なお、平成18年度においては、認証評価を実施した大学が10校（短期大学が1校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。</p> <p>○ この検証の結果、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として、認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。また、さらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、改善方法の検討等を行っている。</p> <p>○ 検証結果については、平成17年度実施分の調査結果と併せ、平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年11月に「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。</p> <p>○ 平成19年度の評価結果の確定に先立ち、平成19年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成19年12月26日付で評価担当者へ、平成20年3月31日付け対象校に対してアンケート調査票を送付した。</p> <p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員2人を含む10人で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価事業について検証を実施した。検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書（平成20年3月）」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>認証評価に関する外部検証委員会 第1回 平成19年9月10日 第2回 平成19年10月15日</p>	<p>○平成18年度に実施した大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。</p>
<p>2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>2) 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>○ 短期大学の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。</p>	<p>○ 短期大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置し、評価担当者となる専門委員について、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。</p> <p>○ 平成21年度以降の評価の実施に向けて、評価の実施内容等の見直しを行い、短期大学機関別認証評価実施大綱及び短期大学評価基準について、意見照会を経て改訂した。また、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても併せて改訂を行った。</p> <p>○ 評価担当者に対する研修については、同一プログラムの研修会を2回開催し、評価担当者の都合の良い日に参加できるようにするとともに、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。</p> <p>○ 評価の実施については、平成19年度の評価に申請があった2短期大学について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、対象短期大学からの意見の申立てについて審議を経た上で評価結果を確定し、平成20年3月に対象短期大学に評価結果を通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>○ 平成20年度実施の認証評価の申請については、2短期大学の申請を受け付けた。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行った。</p> <p>○ 平成18年度に認証評価を実施した短期大学及び評価担当者に対して行ったアンケート調査等の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成19年度に実施した評価についても、平成19年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに、機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。</p> <p>把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなど工夫を行った。</p> <p>○ 検証結果については、「平成18年度に実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。</p> <p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、</p>	<p>○平成19年度実施の認証評価の申請については2短期大学の申請を受け付け、大学同様のプロセスで適切に評価業務を行っている。申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している短期大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行っていることは評価できるが、短期大学からの認証評価の申請は少ない状況であり、今後、さらなる申請を促す取組を行う必要がある。</p>

<p>① 短期大学からの求めに応じて、機構が定める短期大学評価基準に従って当該短期大学の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該短期大学の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>平成19事業年度計画なし</p>		<p>外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置するとともに、その下に「認証評価に関する外部検証委員会」を設置して外部検証を実施した。</p>	
<p>② 評価体制の整備等 平成16年度に短期大学機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から短期大学の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p>	<p>① 評価体制の整備等 短期大学からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。</p>		<p>○ 評価を実施するため、短期大学機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会1部会（委員3人、専門委員2人）、財務専門部会1部会（委員2人、専門委員2人）を設置した。さらに、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて、審議を行う意見申立審査会（専門委員7人）を設置した。 専門委員については、短期大学関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、19人（評価部会2人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人、選択的評価事項に係る書面調査担当の委員8人）を選考した。選考に当たっては、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。 また、平成20年度評価における対象短期大学の学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、短期大学関係団体、学協会及び経済団体から推薦のあった候補者の中から専門委員12人（評価部会3人、財務専門部会2人、意見申立審査会7人）を選考した。 ○ 平成21年度以降の実施の評価に向け、短期大学評価基準の内容に重複があった観点の整理やより分かりやすい内容となるよう表現等を見直し、関係団体をはじめ広く意見照会を経た上で改訂した。また、自己評価実施要項、評価実施手引書及び訪問調査実施要項についても改訂を行った。 ○ 評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるように、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、短期大学評価の目的、内容及び方法等に関する研修を6月に1回実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。</p>	
<p>③ 評価の実施 平成17年度から、大学からの申請に基づいて評価を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>	<p>② 評価の実施 平成18年度に申請を受け付けた短期大学について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該短期大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>		<p>○ 以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象短期大学から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。（9月まで） ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象短期大学関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。（11月上旬から12月上旬） ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会及び短期大学機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、当該短期大学に通知し、すべての対象校から意見の申立てがない旨の回答があり、評価結果を確定した。（平成20年3月まで） ④ 評価結果の通知、公表 平成20年3月に対象短期大学及びその設置者に対して当該短期大学の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成19年度短期大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。</p>	
	<p>③ 評価の受付 平成20年度の評価を実施するため、各短期大学から評価の申請を受け付ける。</p>		<p>○ 平成20年度に実施する評価の申請を受付するため、平成19年7月に依頼文書「平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていない、すべての公私立短期大学に送付した。 ○ 平成19年5月に全国2ヶ所（東京、大阪）で短期大学機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各短期大学に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している短期大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。 この取組により、平成20年度に実施する短期大学機関別認証評価について、2短期大学からの申請を受け付けた。</p>	
<p>④ 評価結果の検証等 評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>	<p>④ 評価結果の検証等 平成18年度に評価を実施した短期大学に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 平成17年度から実施した認証評価の有効性、適切性についての調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>		<p>○ 短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 ○ 検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し、選択式回答（5段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。なお、平成18年度においては、認証評価を実施した短期大学が1校（大学が10校）であったため、大学・短期大学を併せて検証を行った。 ○ この検証の結果、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。また、評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、改善方法の検討等を行っている。 ○ 平成19年度の評価結果の確定に先立ち、平成19年度実施に係る対象校及</p>	<p>○平成18年度に実施した短期大学機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。</p>

			<p>び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成19年12月26日付けで評価担当者に、平成20年3月31日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。</p> <p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員2人を含む10人で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価事業について検証を実施した。検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書（平成20年3月）」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>認証評価に関する外部検証委員会 第1回 平成19年9月10日 第2回 平成19年10月15日</p>	
<p>3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>3) 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価</p>	<p>○ 高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価を適切に行っているか。</p>	<p>○ 高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会、財務専門部会及び運営小委員会を設置し、評価担当者となる専門委員について、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を図った。</p> <p>○ 平成20年度実施の評価に向け、評価担当者用の「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」について、より分かりやすい内容とし、評価担当者が活用できるよう改訂した。</p> <p>○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を取り入れ、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容及び方法等について評価担当者の共通認識を深めた。</p> <p>○ 評価の実施については、平成19年度の認証評価に申請があった20校について、予定どおり書面調査及び訪問調査を実施し、平成20年3月に評価結果を対象校に通知するとともに、機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>○ 平成20年度実施の認証評価の申請については、2校からの申請を受け付けた。</p> <p>○ 平成18年度に認証評価を実施した高等専門学校及び評価担当者に対して行ったアンケート調査及びインタビュー調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成19年度に実施した評価についても、平成19年度中にアンケート調査を行ったところであり、そのアンケート結果に関する検証を行い、さらに、機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。</p> <p>把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度においても、検証結果をとりまとめる過程での情報を評価実施担当者等にフィードバックすることにより、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。</p> <p>○ 検証結果については、「平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。</p> <p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置するとともに、その下に「認証評価に関する外部検証委員会」を設置して外部検証を実施した。</p>	<p>A</p> <p>○20高等専門学校を対象に、適切な評価委員の組織化など難度の高いマネジメントを適切に行っていることは評価できる。</p>
<p>① 高等専門学校からの求めに応じて、機構が定める高等専門学校評価基準に従って当該高等専門学校の教育研究等の総合的な状況について評価を行い、当該高等専門学校が高等専門学校評価基準を満たしているかどうかについて明らかにするとともに、当該高等専門学校の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>平成19事業年度計画なし</p>		<p>_____</p>	
<p>② 試行的評価の実施 高等専門学校に対する評価方法の開発等に資するため、平成16年度に試行的評価を実施する。</p>	<p>平成19事業年度計画なし</p>		<p>_____</p>	
<p>③ 評価体制の整備等 試行的評価の状況を踏まえ、平成16年度に高等専門学校機関別認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備評価基準及び評価方法を決定する。 平成17年度までに文部科学大臣から高等専門学校の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p>	<p>① 評価体制の整備等 高等専門学校からの評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。</p>		<p>○ 評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会3部会（委員12人、専門委員52人）、財務専門部会1部会（委員3人、専門委員4人）を設置した。さらに、評価結果（案）において基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員7人）を設置した。また、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。</p> <p>専門委員については、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、63人（評価部会52人、財務専門部会4人、意見申立審査会7人）を選考した。選考に当たっては、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を選考した。</p> <p>また、平成20年度評価における対象高等専門学校数、対象高等専門学校の状況に応じた評価担当者を配置するため、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、専門委員16人（評価部会6人、財務専門部会3人、意見申立審査会7人）を選考した。</p> <p>○ 平成19年度実施の評価に向け、評価担当者用の「高等専門学校評価基準及び選択的評価事項の分析に当たっての留意点等について」についてより分かりやすい内容とし、評価担当者が活用できるよう改訂した。</p> <p>○ 評価担当者が、共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるように、「自己評価イメージ」を用いて実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、高等専門学校評価の目的、内容及び方法等に関する研修を6月に2日間かけて実施し、活発な質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。</p>	

<p>④ 評価の実施 平成17年度から、高等専門学校からの申請に基づいて評価を実施する。評価実施年度の前年度に、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該高等専門学校及び設置者に提供し並びに公表する。</p>	<p>② 評価の実施 平成18年度に申請を受け付けた高等専門学校について、評価を適切に実施し、評価報告書を当該高等専門学校及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>	<p>③ 評価の受付 平成20年度に実施する評価について、各高等専門学校から評価の申請を受け付ける。</p>	<p>○ 以下のとおり評価を実施した。 ① 書面調査の実施 対象高等専門学校から6月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料等について、11の評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析に加え、自己評価書の分析結果の整理及び訪問調査の際の調査内容の検討等を行った。(9月まで) ② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査では確認できなかった事項等を中心として、対象高等専門学校関係者の面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。(10月上旬から11月下旬まで) ③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、財務専門部会、運営小委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果(案)をとりまとめ、当該高等専門学校に通知し、すべての対象校から意見の申立てがない旨の回答があり、評価結果を確定した。(平成20年3月まで) ④ 評価結果の通知、公表 平成20年3月に各対象高等専門学校及びその設置者に対して当該高等専門学校の評価結果を通知するとともに、評価結果を「平成19年度高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載した。</p>	
<p>⑤ 評価結果の検証等 評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>	<p>④ 評価結果の検証等 平成18年度に評価を実施した高等専門学校に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について多面的な調査を実施する。 平成17年度から実施した認証評価の有効性、適切性についての調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>		<p>○ 平成20年度に実施する評価の申請を受付するため、平成19年7月に依頼文書「平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を機構の実施する認証評価を受けていない、すべての国公私立高等専門学校に送付した。 ○ 平成19年6月に東京で高等専門学校機関別認証評価に関する説明会を実施し、機構の行う認証評価についての周知に努めた。 ○ 各高等専門学校に対し、認証評価の実施予定時期等についての意向調査を実施するとともにその状況を踏まえつつ、機構への申請を検討している高等専門学校を訪問し、より詳細な内容を説明した。 この取組により、平成20年度に実施する高等専門学校機関別認証評価について、2高等専門学校からの申請を受け付けた。</p> <p>○ 高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。 ○ 検証の実施に当たっては、評価実施校及び評価担当者に対し、選択式回答(5段階)及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。 ○ この検証の結果、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。また、評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、改善方法の検討等を行っている。 検証結果については、平成17年度実施分の調査結果と併せ平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年11月に「平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、機構のウェブサイトに掲載するとともに、対象校及び評価担当者に送付した。 ○ 平成19年度の評価結果の確定に先立ち、平成19年度実施に係る対象校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成19年12月26日付で評価担当者に、平成20年3月31日付けで対象校に対してアンケート調査票を送付した。 ○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員2人を含む10人で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価事業について検証を実施した。検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書(平成20年3月)」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。 認証評価に関する外部検証委員会 第1回 平成19年9月10日 第2回 平成19年10月15日</p>	<p>○平成18年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。</p>
<p>(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価</p>	<p>(2) 専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価</p>	<p>○ 大学からの求めに応じて、当該大学の法科大学院の教育研究等の状況に関する評価を適切に行っているか。 (法科大学院以外の専門職大学院においては、教育研究活動等の状況に関する評価について、適切に検討しているか。)</p>	<p>○ 法科大学院認証評価委員会の下に、評価部会、運営連絡会議のほか、教員組織調査専門部会及び意見申立審査専門部会を設置し、法科大学院認証評価の申請状況に応じて、適切な評価担当者等を委嘱するなど、評価体制の整備を図った。 ○ 平成20年度実施の評価に向け、学校教育法等の改正に伴う法科大学院評価基準要綱の改訂を行うとともに、自己評価実施要項について、教員組織調査及び追評価に係る事項の追加、並びに法科大学院年次報告書の様式の見直しなどの改訂を行った。また、対象法科大学院及び評価担当者にアンケート調査を実施するなど、評価の実施内容等の見直しを行った。 ○ 評価担当者に対する研修については、「自己評価書(イメージ)」や「書面調査票記入例」を用いて、実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、参加者の活発な質疑応答や意見交換を引き出すなど、機構の評価の目的、内容、評価方法等について評価担当者の共通認識を深めた。 ○ 評価の実施については、平成19年度の法科大学院認証評価(本評価及び予備評価)に申請のあった12法科大学院について、書面調査及び訪問調査を実施し、対象法科大学院からの意見の申立てについて審議を経た上で評</p>	<p>A</p> <p>○注目を浴び、マスコミなどにも多く取り上げられる法科大学院の認証評価は失敗の許されない緊張感のある業務であり、その任務を混乱無く着実に果たした成果は大きい。特に基準を満たしていないとの判断と意見申立てへの対応は適切なプロセスで行われたと評価できる。</p>

			<p>価結果を確定し、平成20年3月に当該法科大学院を置く大学に評価結果を通知した。</p> <p>また、本評価については、評価結果を機構のウェブサイトに掲載した。</p> <p>○ 平成20年度実施の法科大学院認証評価については、18大学からの申請を受け付けた。評価申請に先立って実施した意向調査の状況を踏まえつつ、評価基準の内容や自己評価の方法等の、より詳細な説明を希望する大学に対する訪問説明等を行った。</p> <p>○ 平成18年度に予備評価を実施した法科大学院及び評価担当者に対して行ったアンケート調査の結果から、機構の実施した認証評価について、評価できる点、課題となる点を明らかにすることができた。平成19年度に実施した評価についても同様の検証を行い、さらに、機構の行う認証評価の改善充実に資することとしている。</p> <p>また、把握された課題等については、可能なものから改善を図っていくことが必要であることから、平成19年度中においても、説明会、研修会の説明内容を充実するなどの工夫を行った。</p> <p>○ 検証結果については、「平成18年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめた。</p> <p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される外部検証委員会を設置するとともに、その下に認証評価に関する外部検証委員会を設置して外部検証を実施した。</p> <p>○ 法科大学院以外の専門職大学院については、「専門職大学院の分野の種類に係わらない共通的な事項」、「分野固有の事項」の両面から検討を行い、「専門職大学院の評価基準モデル」を平成19年1月にとりまとめ、専門職大学院を置く大学及び関係団体へ通知するとともに、機構のウェブサイト等において公表したところであるが、必要に応じて関係団体からの相談に対応した。引き続き「専門職大学院の評価基準モデル」に基づき、関係団体等に周知を図っていくこととしている。</p>
<p>① 大学からの求めに応じて、機構が定める法科大学院評価基準に従って当該大学の法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、法科大学院評価基準を満たしている場合には適格認定を行うとともに、当該法科大学院の優れた点や改善すべき点等を指摘する。</p>	<p>平成19事業年度年度計画なし</p>		
<p>② 評価体制の整備等 平成16年度に法曹三者等をはじめとする有識者による法科大学院認証評価委員会（仮称）の設置等評価に必要な体制を整備し、同委員会において評価基準及び評価方法を決定する。 平成16年度に文部科学大臣から法科大学院の認証評価機関としての認証を受ける。 各年度において、適宜評価体制等を見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。</p>	<p>① 評価体制の整備等 法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価について、大学からの本評価及び予備評価の申請状況に応じた評価体制を整え、評価の実施に必要な評価者を確保する。 この他、適宜評価体制等の見直しを図るとともに、評価担当者の研修を適切に実施する。</p>		<p>○ 評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に、委員及び専門委員で構成される評価部会を7部会（委員6人、専門委員56人）を設置した。また、本評価の実施に伴い、対象法科大学院の授業科目の内容と担当教員の教育研究業績の適合性について、調査・分析等を実施する教員組織調査専門部会1部会（委員6人、専門委員7人）を設置するとともに、評価結果（案）に対する対象法科大学院からの意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行う意見申立審査専門部会1部会（専門委員5人）を設置した。</p> <p>専門委員については、国公立大学、法曹三者及び関係団体に対して広く推薦を求め、専門委員34人を選考した。</p> <p>○ 平成20年度実施の評価に向け、学校教育法等の改正に伴う法科大学院評価基準要綱の改訂を行うとともに、自己評価実施要項について教員組織調査及び追評価に係る事項の追加、並びに法科大学院年次報告書の様式の見直しなどの改訂を行った。</p> <p>○ 対象法科大学院及び評価担当者に対してアンケート調査を実施した。これにより得られた意見等を踏まえ、「法科大学院認証評価に関するQ&A」を更新し、機構のウェブサイトに掲載する予定である。</p> <p>○ 評価担当者が共通理解調査担当者に対する研修を、6月に法科大学院認証評価に係る評価担当者に対する研修をそれぞれ実施した。</p> <p>研修会では、「自己評価書（イメージ）」や「書面調査票記入例」を用いて、実際の評価をシミュレーションするなど研修内容の工夫を図り、活発な質疑応答や意見交換等を通じて評価担当者としての共通認識を深めることができた。</p>
<p>③ 評価の実施 各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、平成17年度から、大学の希望に応じて、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を実施する。 平成19年度から、大学からの申請に基づいて評価（本評価）を実施する。 評価実施年度の前年に、各大学から評価の申請を受け付ける。各年度末までに評価報告書を作成し、当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。</p>	<p>② 評価の実施 平成18年度に申請を受け付けた大学の法科大学院について、評価（本評価）を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供し、並びに公表する。 各法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、教育研究活動の改善に資することを目的として、平成18年度に申請を受け付けた大学の法科大学院について、修了者を出す前段階における評価（予備評価）を適切に実施し、評価報告書を当該大学及び設置者に提供する。</p>		<p>○ 以下のとおり評価を実施した。</p> <p>① 書面調査の実施 対象法科大学院を置く12大学から提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、10章54基準で構成される評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行った。 なお、教員組織に関する評価をより適切なものとするため、平成19年度から教員組織調査専門部会による教員の授業科目適合性の調査を行った。 これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。（9月まで）</p> <p>② 訪問調査の実施 書面調査の結果を踏まえ、評価部会の委員・専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、各対象法科大学院ごとに法科大学院関係者との面談、教育現場の視察及び学習環境等の状況調査を実施した。（10月～12月）</p> <p>③ 評価結果の審議等 書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、各対象法科大学院を置く大学に通知した。その後、3大学から、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立てがあったため、当該申立てに対する審議を行う意見申立審査専門部会を開催し、その審査結果を踏まえ法科大学院認証評価委員会において申立てに対する対応を審議した上で、評価結果を確定した。（平成20年3月まで）</p> <p>④ 評価結果の通知、公表 平成20年3月に各対象法科大学院を置く大学に対して当該法科大学院の評価結果を通知した。また、本評価については、評価結果を「平成19年度法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、機構のウエ</p>

○専門職大学院（法科大学院以外）の評価基準モデルの作成と関係機関への周知等の活動は、今後の専門職大学院の評価において、大きな役割を果たすと期待できる。

	<p>③ 評価の受付 平成20年度に実施する評価(本評価)について、法科大学院を置く各大学から評価の申請を受け付ける。</p>		<p>ウェブサイトに掲載した。 なお、意見の申立てのあった3法科大学院については、申立ての内容や、その対応についても記載した評価結果を対象法科大学院を置く大学に送付するとともに公表した。</p> <p>○ 予備評価においても、書面調査、訪問調査とも計画通りのスケジュールで評価を実施し、評価結果をとりまとめ、評価報告書を対象法科大学院を置く大学に送付した。</p> <p>○ 平成20年度に実施する評価の申請を受付するため、平成19年7月に依頼文書「平成20年度に実施する大学機関別認証評価、選択的評価事項に係る評価及び法科大学院認証評価(本評価)の申請手続について」及び「平成20年度に実施する法科大学院認証評価(本評価)の申請手続について」をすべての法科大学院を置く大学に送付した。</p> <p>○ 平成19年6月に法科大学院認証評価に関する説明会を実施し、機構が行う認証評価についての周知に努めた。</p> <p>○ 法科大学院を置く各国公立大学に対し、認証評価の実施予定年度等についての意向調査を実施するとともにその状況も踏まえつつ、機構への申請を検討している大学を訪問し、より詳細な内容を説明した。この取組により、平成20年度に実施する法科大学院認証評価について、18大学からの申請を受け付けた。</p>	
<p>④ 評価結果の検証等 評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 上記の調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>	<p>④ 評価結果の検証等 平成18年度に予備評価を実施した法科大学院に対し、評価結果が実際の教育研究活動等の改善に結びついているかなど、評価の有効性、適切性について、多面的な調査を実施する。 平成17年度から実施した予備評価の有効性、適切性についての調査等を基に、外部の有識者からなる検証組織において評価の有効性、適切性に関する総合的な検証等を実施する。</p>		<p>○ 法科大学院認証評価(予備評価)に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行った。</p> <p>○ 検証の実施に当たっては、評価実施校及び評価担当者に対し選択式回答(5段階)及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。</p> <p>○ この検証の結果、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の促進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、評価実施校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。また、評価方法のさらなる改善を望む意見もあったことを踏まえ、改善方法の検討等を行っている。</p> <p>○ 検証結果については、平成17年度実施分の調査結果と併せ平成19年9月に第1回目を実施した「認証評価に関する外部検証委員会」の検討資料に供するとともに、平成19年11月に「平成18年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書」としてとりまとめ、評価実施校及び評価担当者に送付した。</p> <p>○ 平成19年度の評価結果の確定に先立ち、引き続き検討グループにより、平成19年度実施に係る評価実施校及び評価担当者に対するアンケート調査の検討を行い、評価検証の実施方針等を策定し、平成19年12月26日付で評価担当者に、平成20年3月31日付けで対象校に対してアンケート調査を送付した。</p> <p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員2人を含む10人で構成される小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに認証評価事業について検証を実施した。検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において認証評価事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書(平成20年3月)」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>認証評価に関する外部検証委員会 第1回 平成19年9月10日 第2回 平成19年10月15日</p>	<p>○平成18年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証を実施するため、機構内に検討グループを組織し、検証の実施方針等を策定するとともに、アンケート調査の内容を整理・分析し、検証結果のとりまとめを行ったことは評価できる。今後、課題として挙げられた点について、改善を図ることが望まれる。</p>
<p>⑤ 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価 法科大学院以外の専門職大学院の教育研究活動の状況に関する評価については、その必要性に応じて検討を行う。</p>	<p>平成19事業年度年度計画なし</p>		<p>—</p>	
<p>(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価</p> <p>① 評価方法の開発 国立大学教育研究評価委員会(仮称)を設置し、関係者の意見を聴取しつつ、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動の水準の向上等に資することができるような効果的な評価方法を開発する。</p> <p>② 評価体制の整備等 評価実施に向けて、研究活動の調査・分析体制を含む必要な評価組織、業務体制を整備する。 また、評価に必要な情報・データの収集・蓄積、分析等を進める。</p>	<p>(3) 国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価</p> <p>① 評価方法の開発 平成18年度に整理した評価方法に関して、効率的かつ円滑な評価作業の実施に向けた検討、整理を行う。</p> <p>② 評価体制の整備等 中期目標の達成状況を評価するため、国立大学教育研究評価委員会の下に、達成状況の分析及び学部・研究科等の現況分析を行う部会を設置するなど、必要となる評価体制を整備するとともに、平成20年度の評価を円滑に実施するための業務体制の整備を進める。 なお、評価体制の整備にあたっては、</p>	<p>○ 国立大学法人等の教育研究活動の状況について、効果的な評価方法等の検討を適切に行い、評価の実施内容・手順等を適切に整理しているか。</p>	<p>○ 国立大学法人等の教育研究評価の具体的な評価方法、評価体制等を検討するため、国立大学教育研究評価委員会を4回開催した。</p> <p>○ 検討の結果については、適宜、文部科学省国立大学法人評価委員会に報告するとともに、ウェブサイトで公表した。 また、国立大学法人等に対する説明会や機構の評価担当者に対する研修会を実施した。</p> <p>○ 平成18年度にとりまとめた「実績報告書作成要領(案)」及び「評価実施要項(案)」に修正を加えた上、「実績報告書作成要領」及び「評価実施要項」として確定させた。 上記「評価実施要項」を補足するものとして、機構の評価担当者が評価を円滑に行えるよう、実際に評価を行う際に用いる「評価作業マニュアル」をとりまとめた。</p> <p>○ 国立大学教育研究評価委員会の下に専門委員選考委員会を設置し、各評価組織(「達成状況判定会議」「現況分析部会」「研究業績判定組織」)への配置を念頭に置いた約700人の専門委員候補者の選考を行った。</p> <p>○ 平成20年度の評価を見据え、段階的な措置として評価第2課を3係体制から4係体制へと業務体制の整備を行った。</p> <p>○ 平成20年3月28日、研究業績判定組織を構成する評価担当者を対象とした「国立大学法人評価評価者研修会」を開催した。同研修会では、評価担当者が共通理解の下で評価を行えるよう、評価実施要項及び評価作業マニュアルに基づき、評価の目的、内容及び方法等について説明を行った。</p>	<p>A</p> <p>○平成20年度に始まる評価実施に向けての準備は周到に行なわれている。約700人の専門委員の選定、評価担当者の研修、大学情報データベース構築と各国立大学等へのフィードバック、等々の業務を滞りなく済ませたことは評価できる。</p>

	<p>必要となる評価担当者を選考するとともに、各評価担当者が共通理解の下で公正・適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、評価の目的、内容、方法等について十分な研修を行う。</p> <p>また、この評価は各国立大学法人等の作成する実績報告書に基づいて行うことから、各国立大学法人等の評価担当者に対する説明会を開催する。</p> <p>評価に必要な情報・データについては、大学情報データベースを活用し、収集・蓄積、分析等を行い、各国立大学法人等における実績報告書の作成に資するようデータを提供する。</p>		<p>○ 平成19年5月22日～6月13日の期間において、文部科学省との共催で全国7地区ごとに国立大学法人等の評価担当者を対象とした「中期目標期間の評価に関する説明会」を開催した。同説明会では、まず、文部科学省から、国立大学法人評価の概要及び業務運営・財務内容等の状況等の評価について説明があった後、機構からは、実績報告書作成要領に基づき、教育研究評価の実施に当たって必要となる資料・データ例など実績報告書の作成方法等について説明を行った。</p> <p>○ 平成20年1月10日、国立大学法人等の評価担当者を対象とした「国立大学法人評価における教育研究評価実績報告書作成のための実務担当者説明会」を開催した。同説明会では、機構が実施する評価の実施体制・内容のほか、実績報告書作成に当たっての留意点について説明を行った。</p> <p>○ 平成19年7月4日より、各国立大学法人等の協力の下、大学情報に関するデータの提供を受け、収集したデータを集計し、各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう整理・分析を行った。上記で整理・分析された情報を各国立大学法人等の実績報告書の作成に資するよう、12月から各国立大学法人等に提供を行った。</p>		
<p>③ 評価の実施 国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の主として中期目標の達成状況という観点から評価を行う。</p>	<p>平成19事業年度年度計画なし</p>		<p>_____</p>		

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

(2) 学位授与（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
学位授与	学位授与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。 ○ 省庁大学校修了に基づく申請者に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士としての水準を有していると認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構の学位授与制度は、高等教育段階の様々な学習の成果を評価し、大学の学部卒業者、大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる者に対して学位を授与することができる唯一の機関として、厳正な審査を行った上で学位を授与している。 ○ 平成19年度においても、短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、2,574人に対して規則どおり申請後6月以内に学士の学位を授与した。 ○ また、いわゆる省庁大学校の修了者1,165人に対して厳正な審査を行った上で、学士については1,018人に対して規則どおり申請後1月以内に、修士及び博士については、修士129人、博士18人に対して規則に定められた審査期間内に学位を授与した。 ○ なお、修士については、平成19年度から、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与申請ができるスケジュールを新たに設定した。このスケジュールに即し、平成19年12月に申請を受け付け、厳正な審査を行った上で平成20年3月に、12人に対して修士の学位を授与した。 ○ これにより平成19年度は、新たに3,739人に対して学位を授与し、平成3年度からの総計では、42,304人に対して学位を授与した。 ○ 学習者が単位を積み上げることができる短期大学と高等専門学校の専攻科については、認定申出を受け付けた後、学位審査会及び専門委員会・部会で教育課程及び教員組織等の審査を行い、5専攻（5校）を認定し設置者に通知した。これにより、平成20年4月1日現在における認定専攻科は、264専攻（139校）となった。 ○ これらの審査及び認定は、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者で構成される学位審査会及びその下に置かれる分野別の専門委員会・部会に、総勢300人以上の専門家の参画を得て厳正に行った上で学位を授与しており、学習機会の拡大に寄与すると同時に機構が授与する学位の質を確保した。 	A	<p>○平成19年度において、短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、4月期と10月期の2回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、2,574人に対して規則どおり申請後6月以内に学士の学位を授与し、また、いわゆる省庁大学校の修了者1,165人に対しても厳正な審査を行った上で、学士については1,018人に対して規則どおり申請後1月以内に、修士及び博士については、修士129人、博士18人に対して規則に定められた審査期間内に学位を授与したことは評価できる。</p> <p>○修士については、平成19年度から、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与申請ができるスケジュールを新たに設定し、平成19年12月に申請を受け付け、厳正な審査を行った上で平成20年3月に、12人に対して修士の学位を授与したことは評価できる。</p> <p>○機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される外部検証委員会を設置するとともに、その下に学位授与に関する外部検証委員会を設置して外部検証を実施したことは評価できる。</p>
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単位積み上げ型による申請者に係る審査等を適切に行い、学士としての水準を有していると認められる者に対して、適切に学位を授与しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期大学・高等専門学校卒業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行った後、申請書類の検査、修得単位の審査、学修成果（レポート又は作品）及び試験（小論文試験又は面接試験）の審査を経て、学位審査会で可否を判定し、合格と判定された2,574人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。 ○ 学士の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、個々の申請者の専攻区分、学修成果のテーマに即して専門委員が当該申請者用に作成した試験問題により試験を実施し判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。 ○ 平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、修了式の際などに在学機関を通じて受け取ることができる制度を新たに設けており、平成19年度においても希望者1,200人の学位記を在学機関に送付した。さらに、平成18年度までは3月の専攻科修了者に対して10月期申請にのみ認めていた見込申請を、平成19年度からは9月の専攻科修了者にも対応するため、4月期申請においても可能とするなど、申請者に対する一層の便宜を図った。 ○ 時代に即応した、よりの確かな審査を行うため、また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たな専攻分野「口腔保健学」・専攻の区分「口腔保健衛生学」を追加し、それに対応した専門委員会・部会として口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、専門委員の委嘱を行った。さらに、平成20年度から、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に視能矯正学部会を設置し、専門委員の委嘱を行うこととした。 ○ 学習者が単位を積み上げることができる短期大学と高等専門学校の専攻科については、認定申出を受け付けた後、学位審査会及び専門委員会・部会で、大学設置基準に準じて定めた規則に基づき教育課程及び教員組織等の審査を行い、5専攻（5校）を認定し設置者に通知した。これにより、平成20年4月1日現在における認定専攻科は、264専攻（139校）となった。 ○ 認定を受けた専攻科の教育の実施状況等の審査において、平成21年度から、専門委員会・部会での審査及び認定専攻科における業務の負担を軽減するため、審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正した。なお同時に、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるよう規則を改正し、これについては、平成20年度から適用することとした。 ○ さらに、同様に認定専攻科の負担軽減を図ることを目的として、平成20年度から、兼任教員（非常勤講師）については「教育研究業績書」の提出を省略することができるよう規則を改正した。 ○ 学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的にこれまで構築を進めてきた「学位授与業務支援システム」のうち、「試験問題作成支援システム」に続き、「科目審査支援システム」を本格稼働し、また、「電子申請システム」についても平成20年度4月期申請からの運用開始に向けてテストを重ね、万全を期した。 ○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される外部検証委員会を設置するとともに、その下に学位授与に関する外部検証委員会を設置して外部検証を実施した。 	A	<p>○学士に関する学位授与申請者が増加傾向にある中で、サービス内容の向上を柔軟に進めていることは評価できる。特に、申請者本人でなく、在籍機関を通じて学位記を受け取る仕組みで申請者の満足感を増加させたこと、認定専攻科負担軽減措置、電子申請システム構築、障害者への対応、不合格者へのフィードバック等々、きめ細かい対応は、国民の学習意欲向上に貢献するものと期待される。</p> <p>○口腔保健学に関する新たな専攻分野と専攻の区分を追加するなど、学習機会の多様化や学問分野の進展に対処していることは評価できる。</p>

<p>① 毎年度2回、4月期と10月期に申請受付を行う。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者による学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としてその水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。</p>	<p>① 当該年度2回（4月期と10月期）の申請受付を実施する。審査に当たっては、申請者に対し単位修得状況及びレポート又は作品といった学修成果の提出を求め、大学の学部と同等の履修形態に基づいて必要な単位を修得し、その学修成果が学士の水準に達しているかを審査する。さらに、申請者による学修成果の内容が定着しているか小論文試験等による審査の上、総合的に判定し、学士としてその水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学位を授与する。</p>		<p>○ 平成19年度においても、短期大学・高等専門学校卒業業者等の単位積み上げ型の学習者に対して、4月期と10月期の2回、学位授与申請の受付を行うっており、 ① 「申請書類の検査」 ② 申請者の修得単位が申請のあった専攻の区分ごとに機構の定める修得単位の審査の基準を満たしているかどうかを判定する「修得単位の審査」 ③ 申請者が提出した学修成果（レポート又は作品）の内容が申請者の学力として定着しているか、また、専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを判定するために実施する「小論文試験又は面接試験（4月期申請は6月、10月期申請は12月）」 ④ 専攻の区分ごとの専門委員会・部会で、学修成果の内容及び試験結果を受けて個々の申請者に対する判定案を作成する「学修成果・試験の審査」 ⑤ 学位審査会で各専門委員会・部会の判定案をとりまとめる「学位審査会による合否判定（4月期は8月、10月期は2月）」を経て、合格と判定された2,574人に対して規則どおり申請後6月以内に、それぞれの専攻分野に係る学士の学位を授与した。 ○ 平成18年度10月期申請から、短期大学又は高等専門学校の認定専攻科修了見込者で、機構の学位授与審査において合格と判定されたものの学位記については、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、在学機関を通じて受け取ることができる制度を新たに設けており、平成19年度においても希望者1,200人の学位記を在学機関に送付した。さらに、平成18年度までは3月の専攻科修了者に対して10月期申請にのみ認めていた見込申請を、平成19年度からは9月の専攻科修了者にも対応するため、4月期申請においても可能とするなど、申請者に対する一層の便宜を図った。 ○ 受験上の特別措置については、4月期申請においても10月期申請においても、試験当日に急遽申出のあったものを含め適切に対応した。また、平成19年度については特になかったが、不測の事態が生じた場合でも適切に対応できるよう体制を整備した。</p>		
<p>② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める学位取得に必要な単位の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。</p>	<p>② 我が国における高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、また、必要に応じ新しい専攻区分を設定するため、本機構が定める修得単位の審査の基準を、大学の教育の実施状況等も参考にしつつ見直し又は整備する。</p>		<p>○ 申請者が単位修得及び申請に当たり授業科目を分類しやすいように、専攻の区分「音楽」、「理学療法学」、「教育学」、「美術」において、専門科目の区分名を変更するとともに、「専門科目の例」に例示科目を追加した。 ○ 高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに専攻分野「口腔保健学」・専攻の区分「口腔保健衛生学」を設定した。さらに、申請受付は平成21年度4月期からであるが、専攻分野「保健衛生学」に新たな専攻の区分「視能矯正学」を設定するよう規則を改正し、平成20年度の早い時期に機構のウェブサイトに掲載して周知を図ることとした。同様に、申請受付は平成22年度4月期からであるが、専攻分野「薬科学」・専攻の区分「薬科学」を設定するよう規則改正し、平成20年度版の「新しい学士への途」及び機構のウェブサイトに掲載し周知を図っている。</p>		
<p>③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。</p>	<p>③ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家で構成する審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。</p>		<p>○ 申請者に係る審査及び専攻科の認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①申請者に係る修得単位の審査、②学修成果・試験の審査、③専攻科の認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家402人（専門委員349人、臨時専門委員53人）【うち単位積み上げ型による学士の学位授与にかかる専門家324人（専門委員298人・臨時専門委員26人）】の協力を得て、51の専門委員会・部会を設置した。 ○ 「小論文試験の試験問題作成等に係る業務量が膨大である」との専門委員からの意見を受け、専門委員会・部会ごとの委員数を調整して、小論文試験の試験問題作成に係る委員の負担の軽減を図った。 ○ 時代に即応した、よりの確かな審査を行うため、また、高等教育段階での学習機会の多様化や学問の進展に対応するため、新たに口腔保健学専門委員会・口腔保健衛生学部会を設置し、専門委員の委嘱を行った。さらに、平成20年度から、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に視能矯正学部会を設置し、専門委員の委嘱を行うこととした。</p>		
<p>④ 平成17年度より、学位授与の審査における不合格者に対し、当該不合格者の今後の学修に資する等の観点から、より丁寧に不合格の理由を明らかにするなど、その理由を申請者へ伝える方策の改善を図る。</p>	<p>④ 学修成果が学士の水準に達していないことによる不合格者に対して、その理由を通知する。</p>		<p>○ 「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対して、不可の理由がより明確となるよう通知している留意事項について、一層理解しやすいよう、文言の検討・改善を行い、当該申請者に対して通知した。 ○ 現行の不可判定理由（学修成果書き直しのための留意事項）の通知などでは、申請者に学位審査会や専門委員会・部会の意図が伝わらないと考えられる場合、同様の理由により概ね2回不合格となった者には、必要に応じて別途伝えることを可能としたことにより、不可となった理由がさらに明確となり、再度申請を考える上での一助となった。</p>		<p>○ 「学修成果のテーマの設定が適切でない。」又は「学修成果の内容が水準に達していない。」という理由で学修成果・試験の結果が不可となった申請者に対して、不可の理由がより明確となるよう通知している留意事項について、一層理解しやすいよう文言の検討・改善を行い、当該申請者に対して通知していることは評価できる。 ○ 現行の不可判定理由の通知などでは、申請者に学位審査会や専門委員会・部会の意図が伝わらないと考えられる場合、同様の理由により概ね2回不合格となった者には、必要に応じて別途伝えることを可能とし、不可となった理由をさらに明確に申請者に伝える改善を図っていることは評価できる。</p>
<p>⑤ 申請者等の利便性を図るため、本機構が行う学位授与制度や申請方法等について、積極的にわかりやすく情報提供を行う。</p>	<p>⑤ 本機構が行う学位授与制度や申請方法等を具体的に示す「新しい学士への途」や「学位授与申請書類」を見直し、改善する。改善に当たっては、利用者等の意見を反映する。</p>		<p>○ 申請者の利便性の向上を図るため、利用者等の意見を反映し改善した「新しい学士への途」及び「学位授与申請書類」を平成19年度も印刷媒体で配布するとともに、機構のウェブサイトに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにした。 ○ 特に平成19年度版では、機構の学位授与制度を利用してこれから学士の学位を取得するための学習を始めようとしている人や、ひととおりの学習を行い学位の申請をしようとしている人にとって分かりやすいよう、図表などを用いて視覚にも訴えながら、「学士の学位」や「機構が授与する学士の学位」などの基本的な制度の概要について解説を加えたり、「学位取得の要件」について区分ごとに解説を加えたりしている。また、学習形態の多様化に対応するために、それぞれの専攻の区分において体系的に学ぶことの意味、修得すべき科目の単位の各種要件の理由などを追加するなど、大幅な改訂を行った。そこで、平成20年度版については、基本的には平成19年度版をもとにして一層理解しやすいよう用語用語等の改訂を行い、さらに、平成20年度4月期申請から導入する「電子申請」についての申請の流れなどを記載した。また、「学位授与申請書類」には、「電子申請」の</p>		<p>○ 「新しい学士への途」は、毎年度改訂を行い、非常にわかりやすく作られていることは評価できる。</p>

<p>⑥ 平成20年度までにできるだけ速やかに、申請者がインターネットを利用して申請できるサービスを開始する。</p>	<p>⑥ 学位授与事業支援システムの中核となる3システムの中の電子申請システムを試行的に仮運用して問題点等が発生した場合は改善する。また、科目審査支援システムについては、本運用を開始する。</p>	<p>具体的な申請方法などを掲載するとともに、これまでの郵送申請用書類に加え、電子申請用書類を綴じこんだ。</p> <p>○ これまで学位授与申請は、郵送による申請のみであったが、平成20年度4月期申請からはインターネットを利用した電子申請による申請も受け付けることとし、平成16年度から段階をおって準備を進めてきた。平成19年度には、平成20年度4月期申請からの本運用の開始に向けて、仮運用によるテストを重ね、システムの内容について検証することにより万全の準備を行った。具体的には、すべての「専攻の区分」について想定データを作成し、それぞれの「修得単位の審査の基準」が正しくチェックされているか、また不備があった場合に対応するエラーメッセージが正確に表示されるかなど各種チェック機能の動作確認や、申請者の視点での入力操作性の確認とそれに基づく新たな機能の追加など、様々な条件を設定した上で検証作業を繰り返し行った。また、申請者がより利用しやすいように、多くの入力例などを盛り込んだオンラインマニュアルを整備した。このように実際の運用を想定した検証、準備を行い、万全の体制を整えた上で、平成20年4月1日からの申請受付に先駆けて、電子申請によるデータ入力受付を3月17日から開始した。</p> <p>○ 「電子申請システム」は、学位授与事業における業務の効率化・合理化を図ることを目的に構築している統一システム「学位授与業務支援システム」の一部であり、「科目審査支援システム」や「試験問題作成支援システム」との連携を前提に構築を進めているもので、これらのシステムが本格稼動することにより、申請から学位授与までの大幅な合理化が可能となる。</p> <p>なお、「科目審査支援システム」については、平成19年度から運用を開始し、「試験問題作成支援システム」については既に平成18年度から運用を開始している。</p>	<p>○平成16年度から段階をおって準備を進めてきたインターネットを利用した学位授与の電子申請は、平成20年度4月期申請からの本運用の開始に向けて、仮運用によるテストを重ね、システムの内容について検証することにより万全の準備を行い、平成20年4月1日からの申請受付に先駆けて、電子申請によるデータ入力受付を開始したことは評価できる。</p>
<p>⑦ 小論文試験の会場を1カ所以上増設する。</p>	<p>⑦ 申請者数の動向等を踏まえつつ、試験場増設等の必要性の有無について検討する。</p>	<p>○ 試験場増設等の必要性については、申請者の現住所から算出した受験予定者数と実施経費との費用対効果、また、試験監督者等の試験実施体制におけるコストも考慮に入れて検討したが、平成16年度に増設した経緯もあり、現段階では増設等の必要はないと判断した。</p>	
<p>⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、障害等の種類、程度に応じ手話通訳や点字といった受験上の特別措置を講じる。</p>	<p>⑧ 身体に障害のある申請者に対しては、試験場を別途準備する等、障害等の種類、程度に応じた受験上の特別措置を講じる。</p>	<p>○ 身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、試験日、試験時間、出題・解答の方法、試験場の整備等について、受験上の特別措置を講じている。</p> <p>平成19年度は、4月期申請では特になかったが、10月期申請では、聴覚障害を持つ申請者とアキレス腱を断裂した者の計2人から受験上の特別措置の申出があったので、それぞれの障害の状況に応じてきめ細かな措置を講じた。</p> <p>また、試験当日の体調不良など、各試験場において急遽申出のあった受験上の特別措置についても、試験実施本部と協議しながらその措置内容を決定するなど、きめ細かな措置を講じたことにより、円滑に試験を実施することができた。</p>	<p>○身体に障害のある申請者からの申出に基づき、申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう、その障害の種類・程度に応じ、きめ細かな受験上の措置を講じていることは評価できる。</p>
<p>⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出を受けて、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。</p>	<p>⑨ 短期大学又は高等専門学校に設置する専攻科の認定申出については、当該専攻科が大学教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準に準じて審査を行い、平成19年度末までに当該専攻科の設置者に対して認定の可否を通知する。</p>	<p>○ 平成20年度からの専攻科の認定を希望する短期大学の専攻科5専攻（5校）から認定の申出があり、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき、審査を行った。審査に当たっては、大学以外の高等教育機関における学習機会の多様化と質の保証を確保するため、教育課程が大学教育の水準を有するか、授業科目を担当する教員が大学設置基準に定める教授、准教授、講師又は助教の資格に相当する資格であるかなどについての審議を行い、5専攻（5校）を認定し設置者に通知した。</p>	
<p>⑩ 認定された専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p>	<p>⑩ 認定を受けた専攻科の教育が大学教育に相当する水準に維持されていることを確保するために、原則として5年ごとに当該専攻科の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p>	<p>○ 短期大学又は高等専門学校の認定専攻科の質の保証を確保するため、専攻科の認定を行った短期大学の専攻科25専攻（22校）及び高等専門学校の専攻科22専攻（9校）に対して、学位審査会及び専門委員会・部会において、規則に基づき、教育の実施状況等の審査を行った。その結果、審査対象の47専攻（31校）すべてを「適」と判定し設置者に通知した。</p> <p>○ これまで紙媒体で保有していた前回の審査結果をデータベース化した認定専攻科審査支援システムを試行的に運用し、審査事務の省力化を図っている。</p> <p>○ 平成21年度から、専門委員会・部会での審査及び認定専攻科における業務の負担軽減を図ることを目的として、審査周期をこれまでの原則5年から、原則として認定後最初は5年、その後は7年ごととするよう規則を改正した。なお同時に、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、随時再審査を行うことができるよう規則を改正し、これについては、平成20年度から適用することとした。また、平成20年度から、兼任教員（非常勤講師）については「教育研究業績書」の提出を省略することができるよう規則を改正した。</p>	
<p>⑪ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。</p>	<p>⑪ 専攻科認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。</p>	<p>○ 専攻科の認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成19年度は、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにした。このことにより、専攻科の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続きの省力化を図ることができた。</p> <p>なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとっては理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っており、平成19年度は、いわゆる「ディグリー・ミル」についての注意事項を記載する等の改訂を行った。</p>	
<p>⑫ 学位取得者等に対するアンケート調査を実施し、その結果等も踏まえ、外部の有識者からなる検証組織により単位積み上げ型による学士の学位授与業務につい</p>	<p>⑫ 学位取得者に対するアンケート調査を実施する。 また、外部の有識者からなる検証組織を整備し、アンケート調査結果も踏まえ</p>	<p>○ 学位取得者に学位記を送付する際にアンケート調査票を同封したところ、4月期で369人に送付して296人から回答があった。このアンケート調査の分析により得られた知見に基づき、平成19年度版「新しい学士への途」においては、機構の学位授与制度を利用して学士の学位の取得を考えている人に、この制度をよ</p>	

<p>て検証等を行う。</p>	<p>つつ、単位積み上げ型による学士の学位授与業務について検証等を実施する。</p>		<p>る人に、この制度をより理解してもらえよう、制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻の区分ごとに学習の意味付けに関する記述を追加するなど、大幅な改訂を行った。平成20年度版については、基本的には平成19年度版をもとにしたものであるが、平成20年度4月期申請から導入する「電子申請」についての申請の流れや具体的な申請方法及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会委員3人を含む10人で構成される小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに学位授与事業について検証を実施した。検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において学位授与事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書（平成20年3月）」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。</p> <p>学位授与に関する外部検証委員会 第1回 平成19年9月14日 第2回 平成19年10月22日</p>	<p>り理解してもらえよう、制度の概要説明を充実させたり、全面的に用字用語について見直しを図ったり、また、専攻の区分ごとに学習の意味付けに関する記述を追加するなど、大幅な改訂を行っていることは評価できる。</p>
<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について</p> <p>① 省庁大学校の教育課程の認定申請を受けて、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、申出のあった年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。</p> <p>② 認定された教育課程の教育が大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するため、原則として5年ごとにその実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p> <p>③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家等による審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。</p>	<p>(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与について</p> <p>① 省庁大学校の教育課程の認定申請については、当該教育課程が大学又は大学院教育に相当する水準であるかどうか、大学設置基準又は大学院設置基準に準じて審査を行い、平成19年度末までに当該教育課程の設置者に対して認定の可否を通知する。</p> <p>② 認定を受けた教育課程の教育が、大学又は大学院と同等の水準に維持されていることを確保するために、原則として5年ごとに当該教育課程の教育の実施状況等について審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善を求めるとともに、改善に向けた取り組み状況等の報告を求める。</p> <p>③ 申請者に係る審査及び教育課程の認定等の審査を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度の学識を有する者の協力を得て、分野別の専門家等による審査組織を整備する。また、その組織・運営に関しては必要に応じて見直し改善を図る。</p>	<p>○ 省庁大学校修了に基づく申請者に係る審査等を適切に行い、学士・修士・博士として認められる者に対し、適切に学位を授与しているか。</p>	<p>○ 省庁大学校の認定課程修了者1,165人に対して、学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書の審査を行い、合格と判定された1,018人に対して規則どおり申請後1月以内に学位を授与し、修士及び博士については、単位修得及び課程修了に係る証明書の審査、また、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、合格と判定された修士117人、博士18人に対して規則に定められた審査期間に学位を授与した。また、修士については、平成19年度から、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与申請ができるスケジュールを新たに設定した。このスケジュールに即し、平成19年12月に申請を受け付け、厳正な審査を行った上で平成20年3月に、12人に対して修士の学位を授与した。</p> <p>○ 平成19年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成20年度以降における認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。</p> <p>○ 平成19年度は、平成3年度及び平成8年度に課程認定を行った海上保安大学校本科、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校の長期課程及び研究課程、防衛大学校総合安全保障研究科の4校5課程に対して、機構が定める規則に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて審査を行った結果、「適」と判定し、各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。</p> <p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される外部検証委員会を設置するとともに、その下に学位授与に関する外部検証委員会を設置して外部検証を実施した。</p> <p>○ 平成19年度は、新たに課程認定を申し出た省庁大学校はなかったが、平成20年度以降における認定を希望する機関からの認定申出に係る来訪又は電話による認定相談を随時受け付け、認定申出があった場合に円滑に審査できるよう努めた。</p> <p>○ 平成19年度は、平成3年度及び平成8年度に課程認定を行った海上保安大学校本科、気象大学校大学部、職業能力開発総合大学校の長期課程及び研究課程、防衛大学校総合安全保障研究科の4校5課程に対して、機構が定める規則に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準等に準じて審査を行った結果、「適」と判定し、各所管省庁を経由して教育施設の長に通知した。</p> <p>○ なお、認定年度から考えると、防衛医科大学校の医学教育部医学科及び医学教育部医学研究科並びに独立行政法人水産大学校本科についても審査対象であったが、年度によってかなり審査対象数が偏っていたことから、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、同時に大学校における業務の負担軽減を図るため、当該省庁大学校の了承を得た上で審査年度を平成20年度に変更した。</p> <p>○ 平成19年度は、専門委員会・部会の業務の負担の平準化を図るため、平成18年度に引き続き、第1回学位審査会（5月）において、あらかじめ審査を取り進めることのできるため、7月及び9月の専門委員会・部会において審査を行った。</p> <p>○ 申請者に係る審査及び課程認定等を適切に行うため、国公私立大学の教員等で高度な学識を有する者20人で構成される学位審査会を設置した。その下に、①論文審査及び口頭試問、②課程認定等に関し教員組織等の審査を行うため、分野別に専門家の協力を得て、専門委員会・部会を設置した。</p> <p>○ また、修士及び博士の審査に当たっては、申請者の専攻区分及び論文の内容によっては、その専門に適した臨時専門委員を委嘱するなど、審査体制の整備を図った。</p> <p>平成19年度から修士の学位授与において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことに伴い、論文審査及び口頭試問の審査を担当する専門委員の負担が増大することが見込まれるため、平成20年度から臨時専門委員の委嘱範囲を拡大し、現役の大学教授に加え、一定の条件下、名誉教授や准教授、その他機構の客員教授及び特任教授の職務にある者についても委嘱を認めることとした。また、大学院教育における新しい学際・複合領域の拡大を踏まえて、3人の専門委員のうち1人については、関連する周辺領域からの選考を可能として、特に機構の学位授与制度に精通し、かつ、それぞれの専門領域に係る研究を行っている学位審査研究部の教員の関与を積極的にすすめることとした。</p>	<p>A</p> <p>○ 学士については申請後1月以内、修士、博士については申請後原則6月以内に審査を終了し、学位を授与する業務等を適切に遂行した点は評価される。特に、修士に関し、12月に申請を受け付け年度内に学位を授与する制度の構築と実施等、柔軟な対応は利用者側に立つ改革であった。</p>

<p>④ 申請機関側の申請手続きに係る事務省力化に資するため、教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する仕組みを導入する。</p>	<p>④ 教育課程認定申出等に関し、申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供する。</p>		<p>○ 課程認定申出等に関する申請書類及び必要書類の記入例等の情報を電子媒体等で提供するため、平成19年度は、これらの申請書類及び必要書類の記入例等の情報を機構ウェブサイトからダウンロードできるようにした。このことにより、課程の認定申出等を予定する機関にとっての申請手続きの省力化を図ることができた。 なお、書類作成の手引及びフォーマットについては、学校教育法等の関係規定が改正された場合は速やかに改訂するとともに、申請機関にとっては理解しやすいものとなるよう毎年度見直しを行っており、平成19年度はいわゆる「ディグリー・ミル」についての注意事項を記載する等の改訂を行った。</p>		
<p>⑤ 省庁大学校修了に基づく申請者に対し、毎年度、学士、修士又は博士の申請受付を行う。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。</p>	<p>⑤ 当該年度の省庁大学校修了に基づく申請者に対し、学士、修士又は博士の申請受付を実施する。学士については単位修得状況及び課程修了証明書に基づき申請後1月以内に審査を終了し、学位を授与する。また、修士及び博士については単位修得状況の審査に加え、論文及び口頭試問による審査を行い、原則として申請後6月以内に修士又は博士としての水準を有していると認められる者に対して学位を授与する。</p>		<p>○ 申請者の便宜等も考慮し計画どおり実施した。具体的には、 ① 学士については、7大学校7課程の修了者から申請があり、これらの大学校長の発行する単位修得及び課程修了に係る証明書に基づき、学位審査会で合格と判定された1,018人に申請後1月以内に学士の学位を授与した。 ② 修士については、4大学校5課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された117人に規則に定められた審査期間に修士の学位を授与した。 また、修士については、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定した。このスケジュールに即し、2校2課程の修了見込者から申請があり、論文審査及び面接による口頭試問を実施し、その後、それぞれの単位修得及び課程修了確認を行った上で、学位審査会で合格と判定された12人に年度内に修士の学位を授与した。 ③ 博士については、2大学校2課程の修了者から申請があり、単位修得及び課程修了確認を行うとともに論文審査及び面接による口頭試問を実施し、学位審査会で合格と判定された18人に申請後6月以内に博士の学位を授与した。 ○ 学士、修士、博士のそれぞれの学位の水準を有していると認められる者に対して適切に学位を授与するため、学位授与の審査に当たっては、個々の申請者の専攻区分、論文題目に即した専門的知識を有する複数の専門委員が判定を行うなど、きめ細かな審査を行った。</p>		<p>○ 修士について、現行の認定課程修了後に申請するスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の学位授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定したことは評価できる。</p>
<p>⑥ 外部の有識者からなる検証組織により省庁大学校修了者に対する学位授与業務について検証等を行う。</p>	<p>⑥ 外部の有識者からなる検証組織を整備し、省庁大学校修了者に対する学位授与業務について検証等を実施する。</p>		<p>○ 機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」を設置し、その下に外部検証委員会の委員3人を含む10人で構成される小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」を置き、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価に基づき、中期計画の項目ごとに学位授与事業について検証を実施した。検証の結果は、親委員会である「外部検証委員会」に報告し、同委員会において学位授与事業を含む機構の行う業務全般について検証を行い、「外部検証報告書（平成20年3月）」を作成し、機構のウェブサイトにおいて公表した。 学位授与に関する外部検証委員会 第1回 平成19年9月14日 第2回 平成19年10月22日</p>		

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

（3）調査及び研究（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
調査及び研究	調査及び研究	○ 機構が行う大学評価事業及び学位授与事業に資するという観点から、それらに関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	○ 機構が行う調査研究には、機構が実施する大学評価及び学位授与の両業務の遂行に資すること、両事業の結果に基づいて新しい高等教育像を構築することが求められている。これらの使命を果たすために、機構では「大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究」及び「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究」という、大別して2つのテーマで調査研究を推進している。これらのテーマのもと、大学・高等教育機関の質的向上を支援促進し、社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たすための効率的な評価システムの構築を目的とした大学等の評価に関する調査研究と、生涯学習社会において高等教育レベルの多様な学習の成果を適切に評価するシステムなど、学習の評価に関わる問題についての調査研究を実施している。 ○ これらの調査研究の成果は、機構が発行する学術誌『大学評価・学位研究』、機構ウェブサイト、学術論文、口頭発表等により積極的に公表している。また、調査研究に関わる国際交流も精力的に行っている。	A	○ 大学評価・学位授与を業務とする大学評価・学位授与機構に高等教育研究の部門（評価研究部・学位審査研究部）が設置されていることは評価できる。 ○ 分野別の評価については、各分野の専門家の協力が必要であるが、機構に置かれている研究部門が、評価手法等の研究を進め、専門家のスキルを高めることが重要である。 ○ 評価及び学位に関する研究は、着実に成果を上げており、科学研究補助金等も積極的に活用している。ただし、評価・学位授与業務に追われ、研究のための十分な時間を確保できない状況から、調査研究の時間が制約されている恐れがあることにも配慮する必要がある。
(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	(1) 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査及び研究	○ 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究を適切に実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。	○ 機構内の大学評価に関する①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の活用研究、④大学評価における情報技術(IT)の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトは中期計画及び年度計画に沿って活発に実施されている。これらの調査研究は、大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価システムの構築と大学評価事業に有効に活用されている。また、大学等への大学評価の普及のために、調査研究により得られた結果の積極的な公表に努めており、その結果として中間的成果ではあるが多くの学術論文誌への掲載、学会発表等を行うなど成果が上がっている。 ○ 大学評価及び学位授与を中心としてこれらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料などを掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を平成19年度に2号発行した。これにより、大学評価及び学位授与に関する研究成果の集積及び公表が行われ、高等教育研究の発展と普及に貢献している。	A	○ 評価研究の成果を広く公表していることは評価できる。大学評価は適切な大学制度の基盤の上で有効性を持つものであり、より効果的な評価システムの構築に資するため、大学制度についても視野に入れ、評価研究に取り組むことが望まれる。
1) 調査研究プロジェクト（()内は中期目標との主たる関係）	1) 調査研究プロジェクト		○ 平成19年度事業計画に基づき、機構内の教員を中心に、他の組織からも高い専門的知識を有する教職員を共同研究者として迎え、①大学評価の手法、評価指標の研究開発、②評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究、③大学外組織の評価の活用研究、④大学評価における情報技術(IT)の活用研究、⑤機構の評価の機能及び有効性の研究の5つのプロジェクトを遂行した。これらの調査研究は大学評価事業と深く関係しており、各プロジェクトで得られた成果は大学評価事業に有効に活用されている。また、研究成果は随時公表に努めており、その結果として、多くの論文、学会発表等の成果が上がっている。	A	○ 大学評価に関わる5プロジェクトを推進中であり、それぞれ大学評価業務とのつながりを持ちながら研究が進められており、機構の利点を生かした相乗効果のあるものであり評価できる。特に「大学情報データベース」や評価実施校・評価担当者へのアンケート調査の分析・研究は、今後の機構の業務改善に資するのみでなく、大学のマネジメント改革に寄与していくものと期待される。ただし、大学評価に適用可能な民間経営手法に関するプロジェクトは、課題設定の基本に戻って議論する必要がある。
① 大学評価の手法、評価指標の研究開発（目標①、⑤） 平成17年度までに、大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、国内外の大学等での自己評価及び大学評価機関における評価の最新状況及び理論の把握及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。	① 大学評価の手法、評価指標の研究開発 本年度は次の調査及び研究を行う。 ・平成17年度までに実施した大学の諸活動に関する測定指標に係る調査研究成果や平成18年度に実施した国外の大学、評価機関等から収集した情報の整理等に加えて、これまで機構が実施した認証評価結果や評価に用いた資料等の分析を行う。これらを通じて、現時点での我が国の大学評価における定性的・定量的な指標を識別し、その有効性に関する調査研究を行い、機構の行う評価事業に反映させる。 ・これまで実施した論文データベースを用いた分析結果に加え、法人化以降の大学セクターの研究パフォーマンスや研究実施構造の変化を定量的に分析することによって、多面的な大学評価活動に反映させる。		○ 第一に、平成17～18年に本プロジェクトで調査設計を行い外部資金を用いて実施したアンケート調査の結果に対して統計的分析を行うとともに、認証評価における自己評価書での指標利用の予備的調査を行った。アンケート分析では、大学評価で教育・研究の実施者である教員の視点から質向上のために適切な評価指標や基準を明らかにするとともに、それらの指標・記述と機構が実施した試行的大学評価の評価項目との対応の分析、研究生産性と評価項目の関係の統計分析などを行った。その成果は、日本高等教育学会、研究・技術計画学会、「イノベーション政策評価に関する国際会議」において口頭発表した。また、認証評価の自己評価で大学が用いた指標をいくつかの評価基準を選択して調査し、「大学情報データベース」のデータ項目との整合性を分析し、大学が自己評価で用いた定量指標の多くがデータベースにも含まれていることが示された。 ○ 第二に、機構の「大学情報データベース」に12月までに入力されたデータの分析に着手し、現在まで、研究活動に関する指標及び、卒業・就職に関する指標について、学部単位の集計と大学単位の集計の関係、指標間の相関分析などの調査研究を実施中である。 ○ 第三に、国内外の大学評価制度・手法に関する調査、並びに論文データベースを用いた分析やデータの整備を行った。海外調査に関しては、英国の新たな研究評価(REF)の海外調査、米国西部地域アクレディテーション団体の海外調査、オーストラリアの教育効果評価に関する海外調査、eラーニングの評価に関する国際調査(APQNとの共同事業)を行い、その成果の一部は機構が出版した『大学評価文化の展開』(2巻、3巻)や、学術誌『大学教育研究』『化学工学』、APQN国際会議において、並びに機構内で連続講演会を開催して発表した。論文データ分析に関しては、分析のためのデータベースの高度化を東京工業大学、シソーラスの高度化を文部科学省科学技術政策研究所・山形大学の研究者との共同により実施中である。研究者の研究パフォーマンスに対して共同研究構造が与える影響に関する実証分析を実施し、国際会議(ISSI)、学術誌(Scientometrics)などで発表した。	A	
② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究（目標①、⑤） 平成17年度までに、日英高等教育に関する協力プログラムにおいて、日英の大学経営の在り方等に関する共同研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、外国機関との協力による大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行	② 評価を教育研究の質の向上に結びつける経営法の研究 本年度は次の調査及び研究を行う。 ・日英高等教育に関する協力プログラムの成果を踏まえ、英国の大学評価機関等との協力体制を確立する。 ・各高等教育機関におけるグッドプラクティス（評価を通じた教育研究活動等の改善事例）を調査し、シンポジウム開催等を通じ情報提供を図る。		○ 日英高等教育プログラムは、機構は日本側推進委員会の事務局を担当し、木村機構長が同委員会委員長を務めた。 ○ 同プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」(平成19年1月～平成19年9月)を行った。具体的には、平成18年7月に実施した日本側推進委員会及び英国側との調整を受けて平成19年3月に対象プロジェクトの参加大学を決定し、日英両大学・機関の相互訪問を経て、その成果として平成19年6月に「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラムを東京で実施し、本プログラムの総括を行った。 ○ 英国のQAAと平成19年2月に高等教育質保証の分野での連携に関する覚	A	

<p>う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学のファカルティディベロップメント等の改善活動が教育の質の向上に結びつくための要因及びその構造を探る。 		<p>書 (MoU) を締結し、日英両国の同分野での連携協力を進めた。具体的には、平成19年5月及び11月に英国にて、覚書に基づく協力プロジェクトの協議を行うとともに、平成20年2月に機構が主催して行うAPQNオープンシンポジウムにてQAA理事長に講演をいただくなど、両機関における協力関係を深化させた。特に、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成に關しては、QAA理事長自らプロジェクトに参画いただきその内容充実に貢献いただき、平成20年2月に機構主催で開催されたAPQN年次総会の分科会で発表を行うなど大きな成果を得ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高等専門学校を対象に授業評価の結果の活用について質問紙調査を行った。その結果、多くの高専において結果に対する教員のコメントが提出され、評価結果を教育の質の向上に活用する枠組みが整備されていることが明らかとなった。本調査結果については、教育心理学会において学会発表として、また、『大学評価・学位研究』に論文として発表された。 ○ 大学におけるファカルティディベロップメントの取組としてティーチング・ポートフォリオに注目した。訳書の出版を通じてその概念の理解を深め、また、実際に米国からティーチング・ポートフォリオにおいて著名な研究者であるピーター・セルディン博士、ベス・ミラー博士を招いてワークショップを開催した。参加者としては大学のFD部門に在籍している教員を抽出し、ポートフォリオ作成の経験を通じて、日本におけるポートフォリオの有効性についての意見を収集し、日本に適用可能なワークショップ形式も含めた検討を行った。この成果については平成20年度に学会発表を行う予定であり、また、新たに考案されたワークショップ形式についてもパイロットテストを実施する。さらに、ティーチング・ポートフォリオを拡張したアカデミック・ポートフォリオのワークショップ参加(平成20年5月、テキサス)、アカデミック・ポートフォリオの翻訳書の出版、シンポジウム開催(平成21年度)など両博士と継続的な研究交流関係を結び、組織評価、教員評価のあり方についての研究開発を引き続きすすめる予定である。
<p>③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究(目標②、⑤) 平成17年度までに、民間的経営手法の大学評価への活用に係る研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、大学外の組織の評価の、最新状況及び理論の把握、及び大学評価の組織、手法、指標、評価の活用法の研究開発を行う。</p>	<p>③ 大学外組織の評価の大学評価への活用研究 本研究は、機構の評価体制、方法の向上に資する情報を得るため、他組織による組織評価あるいはプログラム評価から教訓を引き出すことを目的としている。 手順としては、まず機構及び大学が抱える評価の課題を抽出する。その後、先の課題に対応すべく、これまでの調査研究成果から明らかとなった独自の工夫やイノベーションを行っている組織の評価事例を分析し、大学評価への適用可能性、方法を検討する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 年度計画に基づき、大学評価に可能な民間経営体の評価に関わる経営手法の継続調査、大学の経営体化の動向と経営的手法の導入状況に関する調査、民間的発想の経営手法の大学評価への活用法に関するシミュレーション(実際に経営手法を適用する場合に生ずる問題等に関する検討)を着実に遂行した。平成19年度はさらに大学を対象とした訪問調査も実施し、実際の大学の側の意見を取り入れるよう努めた。 ○ これらの研究成果の一部は、既に学術論文あるいは口頭発表として公表され、また機構の出版する学術誌での公表を待つ段階にある。
<p>④ 大学評価における情報技術(I T)の活用研究(目標③、⑤) 平成18年度までに、大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究を行う。 平成20年度までに、上記の成果及び当該時における状況を踏まえた、情報技術の活用法及び理論の最新状況の把握及び大学評価の組織、手法、指標等及び評価の活用法の研究開発を行う。</p>	<p>④ 大学評価における情報技術(I T)の活用研究 平成18年度までに行った大学情報の構造解析と評価への応用に係る研究に加え、大学評価を効果的に支援する情報技術の活用に係る研究を行う。 本年度は次の調査及び研究を行う。 ・大学情報に関連する研究・開発動向の調査 ・教育情報を主体とした大学情報に関するデータベース拡張の検討 ・大学評価を効果的に支援するデータベース等の活用方法の検討</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学情報及び情報化に関連する研究・開発動向の調査として、特に米国でのIR(Institutional Research)に注目し、高等教育情報の収集やデータベースなど情報技術活用について調査検討を行い、その結果を図書、学術誌、口頭発表により公表した。 ○ いくつかの高等教育機関においてインターネット等で公開されているもの及びCDから入手したシラバスや履修科目表など、教育を中心とした電子的な情報から情報の抽出を検討した。特に高等専門学校の専攻科を対象に多量の情報の収集整理に努めた。また、評価事業支援に資することを目的とし試作した各種システムの検討と改良を実施した(例えば、シラバスデータをを用いた教育課程の分析に関しては、課程間の比較分析に際し情報可視化において有用なコレスポネンダ分析のデータ変動性について、基礎的な検討を行った。また分析結果の解釈として、知覚的な印象を考慮したグラフを活用した解釈法を引き続き検討した。シラバスに基づく科目分類支援システムにおいては、適用領域を拡張させシステムの実用性の検証を行った)。 ○ 得られた研究成果は、機構及び一般の学術誌等への掲載、学会・学術講演会等での講演発表により公表した。
<p>⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究(目標④、⑤) 平成16年度に、平成12年度から15年度の試行的実施期間に機構が実施した評価の内容・方法について、総合的な検証を実施する。 平成20年度までに、評価実施校等に対して実施する調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。</p>	<p>⑤ 機構の評価の機能及び有効性の研究 平成18年度の評価実施校等に対して実施した調査の結果等について分析・研究し、機構としての自己点検・評価に反映させるとともに機構の評価の改善に活かす。 さらに、機構の認証評価に関する情報が一般社会に有効に活用されるような公開手法のあり方を検討するため、 ・高校の認証評価情報のニーズ分析 ・企業の認証評価情報のニーズ分析 に関する調査研究を行う。 本年度は、高校の認証評価情報のニーズ分析を主に行い、高校のニーズにあった認証評価情報のあり方について検討する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年度の評価実施校(評価を受けた大学10校、短期大学1校、高等専門学校18校、法科大学院13校(予備評価))及び機構の評価担当者に対してアンケート調査を実施し、調査結果をとりまとめた。アンケート調査の分析・研究結果から、平成18年度に実施した認証評価については、評価基準等の構成・内容が「質の保証」「改善の推進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らして概ね適切であり、書面調査・訪問調査の実施内容及び評価報告書の内容が適切であったこと、評価実施校や評価担当者向けに実施した説明会、研修会がほぼ有効に機能したこと、今回の評価のために評価実施校が自己評価を行ったことや機構の評価を受けたことが、対象校の課題把握や教育研究の改善、質の保証、個性の伸張に一定の効果・影響を及ぼしていることなどが確認され、全体として認証評価の目的に照らした機能及び有効性が発揮されているものと分析された。上述の結果とは対照的に評価方法のさらなる改善を望む意見もあつたことを踏まえ、評価に係る評価実施校や評価担当者の負担の軽減方法、さらなる評価基準・観点の見直し、自己評価書の作成方法並びに説明方法の改善、認証評価制度等についての社会的認知度を高め、各機関の取組を社会や地域に適切に示すことにより、社会からの理解、支援を得ていくためのさらなる改善方法の検討等を行っている。これらの分析・研究結果は「平成18年度に実施した機関別認証評価の検証結果報告書」としてまとめ、自己点検・評価に反映させるとともに、評価の改善に役立てている。 ○ また、試行的大学評価についての検証の分析・研究については以下に発表している。 齊藤貴浩、林隆之(2007)「大学評価・学位授与機構による試行的大学評価事業の評価」『日本評価研究』Vol. 7、No. 1、pp.33-46、及びT. Hayashi(2007)、“Effects of Institutionalization of Research Evaluation:Case of Meta-Evaluation of University Research Evaluation” 国際シンポジウム～イノベーション政策と評価、2007.11. 19-20、東京

			<p>○ 高校教員22人と大学教職員21人（教員10人、職員11人）を対象に認証評価情報のニーズのヒアリング調査を行い、分析を行った。さらに、その分析結果の妥当性を検証するため、全国国公立大学770校と国公立高等学校945校を対象に質問紙調査を行い、分析を行った。成果の一部をProceedings of INQAAHE 2007 Conferenceに1編、国内の学術論文誌に1編公表した。</p>		
<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『大学評価』に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなど、活動を支援する。</p>	<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部へ公表する。また、研究成果を情報提供事業、評価に関する普及活動のコンテンツとして活用する。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌への投稿、関連書籍への寄稿、出版、公開シンポジウム・フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。</p>		<p>○ 調査研究の成果は、学術誌『大学評価・学位研究』第6号に論文1件、研究ノート・資料3件、及び第7号に論文1件、研究ノート・資料2件（第6号、第7号とも共著含む。）を掲載するとともに、機構のウェブサイトに掲載し公表した。 ○ 上掲の学術誌のほか、評価研究部教員の研究成果は、学術論文6編、著書（分担執筆）及び訳書8編、口頭発表9件を通して公開した。また、機構が出版している『大学評価文化の展開』（第2巻、第3巻）においても研究成果の一部を掲載し公表した。 ○ 研究会等の開催については、海外からの招へい者による公開講演会を含む3回の研究会・シンポジウム・講演会を開催した。 ○ 研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得を支援している。特に評価研究部の教員を中心に遂行する科学研究費補助金については、新規4件、継続3件が採択され、886万円の交付を受けた。また、平成20年度科学研究費補助金申請に関して、手続きに関する留意点を説明したほか、不正使用防止に関して説明を行うなどの支援も行った。</p>	A	<p>○研究成果を生み出しているプロジェクトから積極的に論文発表がなされており、学術誌、ウェブサイトなどを通じ、適切に公開されていることは評価できる。</p> <p>○科学研究費補助金の不正使用防止に関しては、内部監査を行っており、今後も適正な使用がなされるよう体制を維持・向上していくことが期待される。</p>
<p>(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究</p>	<p>(2) 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査及び研究</p>	<p>○ 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査を実施しているか。また、研究成果を適切に公表しているか。</p>	<p>○ 機構は、我が国において大学以外で唯一学位の授与を行う機関である。学位取得への機会と厳正な審査過程の運用という命題のバランスを保ちながら学位授与を行うために、必要な学習の体系的な構成要件及び学習の成果の評価に関わる調査研究とその成果の普及は極めて重要な役割をもつものである。学位審査研究部の教員は常に実際の学位授与業務の運営を担い、同時にそれと並行して学位及び学位制度に関する研究を行い、理論の根拠として実態を見据えるという姿勢に支えられて調査研究を遂行している。平成19年度は、より適切な学習の審査と学位の授与を行うために不可欠な調査及び研究を継続し深化させるとともに、これまでの成果を踏まえて必要な補充調査及び研究を新たに行った。 ○ 調査研究の成果は、機構が発刊する学術誌『大学評価・学位研究』を含む学術誌での学術論文12編、著書（分担執筆）・訳書3編、口頭発表14件、公開講演会主催2件、研究会主催15件等によって公開したほか、ウェブサイトに掲載して広く情報提供を行った。</p>	A	
<p>1) 調査研究プロジェクト（()内は中期目標との主たる関係）</p>	<p>1) 調査研究プロジェクト</p>		<p>○ 平成19年度事業計画に従い、高等教育に関わる研究として①学位の構造・機能と国際通用性に関する研究と②高等教育レベルの学習の多様化に対応した学習成果の評価に関する研究を遂行した。これらのテーマのもとで、(①-ア)学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究と(①-イ)機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与の実態と潜在的需要に関する研究と、(②-イ)高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究という4つのプロジェクトを遂行した。各プロジェクトは学位授与事業と密接に関係しているのみならず、日本の高等教育に寄与することを目的としている。これらの調査研究と並行して、学位授与事業の実務を支援し改善策を企画・提案するための実践的調査研究を行った。 これらの、学位と単位を中心とした高等教育に関する研究の遂行と、学位授与事業に直結する研究の遂行という二つの使命を共に果たすことに努め、各研究プロジェクトを計画に沿って着実に実施して所期の成果をあげた。</p>	A	<p>○学位に関する研究、機構との関連での学位授与制度の研究は着実に前進していると言える。ただし、国際的な大学間競争時代に入っている今日、学位システムのあり方は大学全体にとって喫緊の課題であり、この分野の強力なリーダーシップの発揮が求められる。</p>
<p>① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究</p>	<p>① 学位の構造・機能と国際通用性に関する研究</p>		<p>○ 学位・単位制度のあり方及びその通用性に関する研究と、機構での学位取得後1年及び5年を経過した者への調査及び学位授与制度に関する研究という二つのプロジェクトの双方について、学位システム研究会の活動及び学位取得者に対するアンケート調査等を基盤として、計画に沿って着実に調査研究を実施した。</p>		
<p>ア 学位の要件となる学習の体系的な構造の研究（目標①、⑤） 学位を取得するために求められる学習の構成と要件について、学位・単位制度に関する理論的基底及び諸外国との比較を踏まえて研究する。</p>	<p>ア 学位制度に関する理論的基底及び国内外の最新動向の把握に努め、学位の要件となる学習の体系的な構成と要件を検討するとともに、学位の構造・機能及びその国際通用性に関する研究を行う。具体的には、学位システムの国際比較について調査研究を継続する。</p>		<p>○ 平成16年度以来、高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政の担当者である文部科学省関係者、及び学位審査研究部教員から成る「学位システム研究会」を中心として、学位制度の理論的基底及び学位・単位制度のあり方（学位に付記する専攻分野名称の分析を含む）に関する具体的な調査研究を進めている。平成19年度には、17年度に設置した「学位システム研究会WG」において学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査（イギリス、アメリカ、フランス、ドイツ、日本）を継続するとともに、現下の政策議論にかんがみ大学の設置認可と学位授与権の付与に関わる項目を加えて調査を進め、各国比較の暫定版まとめを完成させる段階まで作業を進らせた。 ○ 大学院、特に修士課程の修了要件と学位審査の実態について国内外の大学で聞き取り調査と情報収集を行った。その際に把握した問題点と、平成18年度までに博士課程の工学系分野で実施した学生選抜、研究指導・教育、学位論文審査に関する実状調査を踏まえて、修士課程教育に関するアンケート予備調査を行い、その整理に着手した。これらにより修士と博士の学位の質保証に関する調査研究を前進させた。</p>		<p>○学位の要件、学位システムの構造に関する国際比較調査を行っていることは今後の政策決定に寄与すると思われ評価できる。</p>
<p>イ 機構の学位授与制度の現状及び機能に関する研究（目標①、④、⑤） 機構が実施する学位授与制度の現状及び社会的要請を把握するため、機構の学位取得者に対して継続的に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。</p>	<p>イ 機構での学位取得後、1年及び5年を経過した者を対象に調査を実施し、業務の円滑な遂行並びに改善に資するためのデータを提供する。</p>		<p>○ 学位授与のための審査が、学術的な論理に貫徹されて行われるために重要なプロジェクトとして、例年どおり「直後調査」、「1年後・5年後調査」を遂行した。さらに、機構の単位積み上げ型による学位授与申請者のうち短期大学、高等専門学校で専攻科で単位を修得した者を対象に、例年実施している質問項目に加えて、専攻科進学の動機、専攻科における教育経験に対する評価、専攻科修了時および現時点（修了から1年後もしくは5年後）の能力の自己評価等を詳細に調査した。これにより、申請者の約7割を占める短期大学、高等専門学校の専攻科で単位を修得した者の特徴を把握した。</p>		

			<p>○ 学士の学位取得の機会拡大を目的として、新しい専攻の区分を設置するための調査研究を行い、新たに「視能矯正学」の区分を設け、学士（保健衛生学）取得の道を開いた。また平成17年度から実施している「学位審査委員会専門委員協議会」を開催し、学位授与事業における審査を担当する専門委員のうち新任の委員に対するオリエンテーションとして学位審査研究部の教員4人が講演した。</p> <p>○ 学位授与審査を担当する専門委員に、申請者が専攻に係る学士の水準の学力を有しているかを適切に審査できるように、作題の際に指針を与える「小論文試験作成のための考え方」の内容に検討を重ね、修正を加えた。また、「学修成果の内容が水準に達していない」と判定された申請者に対するコメント（学修成果書き直しのための留意事項）を集計し、判定に際して主要と目される観点の抽出・明示化を試みた。これらにより学位授与審査の判定基準を一層明確にし、機構が授与する学位の質の国内における相対化及びその維持に繋げた。</p>		
<p>② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究</p>	<p>② 高等教育レベルの学習の多様化に応じた学習の成果の評価に関する研究</p>		<p>○ 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する研究と、高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究という二つのプロジェクトの双方について、学位審査研究部を中心とした調査研究活動を遂行し、着実に調査研究を前進させた。</p>		
<p>ア 学習行動及び学習機会の多様化の実態と潜在的需要の実証研究（目標②、③、⑤） 現代日本における高等教育レベルの学習行動、学習機会の多様化及び学生の流動化（転学、編入学、再入学等）の実態と潜在的需要について実証的研究を行う。</p>	<p>ア 高等教育レベルの学習行動及び学習機会の実態と潜在的需要に関する調査結果の分析を進め、その公表に努める。</p>		<p>○ 高等教育への進学率が50%を超えるユニバーサル段階における学生の学習形態の多様化（転学、編入学、中退・既卒者の再入学など）と潜在的需要を把握するため、これまでの学位授与申請者に関するデータや科学研究費補助金研究等により平成14年と平成17年に行ったアンケート調査を通じて蓄積されたデータをもとに、わが国の高等教育機関における編入学の実態と限界について分析した。それにより生涯学習社会における学習機会の確保と高等教育政策のあり方について考察し、その結果を公表した。</p> <p>○ 平成18年度に引き続き、各大学における科目等履修生制度の開設状況に加えて、当該年度に科目等履修生を受け入れた実績を調査して公開するとともに、今後の分析に備えてデータとして蓄積した。</p>		
<p>イ 多様な学習成果の評価と単位の認定方法の研究開発（目標③、⑤） 高等教育レベルで行われる多様な学習の成果を評価し、単位認定する方法、並びに単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方について研究開発を行う。</p>	<p>イ 高等教育レベルの多様な学習成果の評価と単位の認定方法に係る研究を行うとともに、単位の互換や累積に基づく学位授与のあり方を目指して調査研究を継続する。</p>		<p>○ 高等教育レベルで行われる多様な学習の成果をシラバスに基づき評価し単位認定する際に役立つシステムに関する研究を行い、これまでに提案してきた学位授与事業における科目の分類を支援するシステムを、より多様な専門分野に適用し、その有効性を検証した。これにより、電子化シラバスの活用により機構の行う学位授与事業に不可欠な科目の分類作業を支援するシステムの構築を目指して、平成18年度末に開始した複数の専攻の区分を対象とした「科目分類支援システム」の検証をより発展させた。</p> <p>○ 地域を基盤に構成されている大学コンソーシアムの実態と大学・高等教育機関間の単位互換の実施状況を平成18年度に引き続き調査した。平成19年度は、大学主導型の山形大学内「大学コンソーシアムやまがた」と行政主導型の秋田市カレッジプラザ内「大学コンソーシアムあきた」を訪問調査し、各々の大学コンソーシアムにおける単位互換の実施状況を中心に、各種事業の実態を把握した。</p>		
<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の研究紀要『学位研究』に掲載して、速やかに外部に公表、提供し、関係高等教育機関、生涯学習機関、高等教育研究者の利用に供する。 また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会、シンポジウム等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等に投稿するなどの活動を支援する。</p>	<p>2) 研究成果の公表等 調査研究成果は、年に1回以上発行する機構の学術誌『大学評価・学位研究』（平成16年度に『大学評価』と『学位研究』を統合）に掲載して、速やかに外部に公表、提供する。 また、学位を中心とした高等教育に関する諸問題についての研究会等を開催して知識及び研究成果の共有を図る。 また、研究者個人が、上記調査研究プロジェクト遂行の基礎として行った研究及びプロジェクトの成果をさらに発展させた内容について学会誌等への投稿、関連書籍への寄稿、出版、フォーラムなどの発表の場の提供など、研究活動について、機構全体として支援を行う。</p>		<p>○ 調査研究成果については、学術誌『大学評価・学位研究』第6号に論文2件（和訳及び共著含む）、第7号に論文1件を掲載するとともに、機構ウェブサイトにおいて掲載し公表した。</p> <p>○ 上記の学術誌のほか、学位審査研究部教員の研究成果は、学術論文12編、著書（分担執筆）・訳書3編、口頭発表14件等を通して公表した。</p> <p>○ 研究会等の開催については、公開講演会2件、研究会15件等を開催したほか、機構ウェブサイトにも掲載して広く情報提供を行った。</p> <p>○ 研究者個人の研究活動の支援として、外部資金の獲得を支援している。特に学位審査研究部の教員を中心に遂行する科学研究費補助金に関しては、平成19年度は新規2件、継続2件が採択され、778万円の交付を受けた。また、科学研究費補助金のほか、文部科学省から先導的・大学改革推進委託事業「諸外国における共同学位に関する調査研究」を受託した。なお、平成20年度科学研究費補助金申請に関して、手続きに関する留意点を説明したほか、不正使用防止に関して説明を行うなどの支援も行った。</p>	A	<p>○ 研究成果を生み出しているプロジェクトから積極的に論文発表がなされており、学術誌、ウェブサイトなどを通じ、適切に公開されていることは評価できる。</p>

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

（4）情報の収集、整理、提供（Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
情報の収集、整理、提供	情報の収集、整理、提供	○ 大学評価や学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	○ 大学情報データベースについては、国立大学法人等の教育研究評価での大学情報データベースの目的・役割等について説明会を開催し、大学情報データベースの概要、内容、入力方法について説明した。各国立大学法人等から情報の提供を受け、整理・分析された情報を各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用されるよう提供した。 ○ 評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有する「大学評価情報ポータルサイト」を構築・運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、ウェブ上で提供した。 ○ 国内関係機関との連絡会の実施、APQN（Asia Pacific Quality Network：アジア太平洋質保証ネットワーク）年次総会の機構による主催、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実にを行った。 ○ 英国QAA（Quality Assurance Agency：高等教育質保証機構）との協力により作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」の完成により、機構をはじめとする我が国の評価を中心とした高等教育に関する用語を集約することができ、我が国の評価に関する情報の外国語での発信の基盤整備ができた。 今後は、「高等教育に関する質保証関係用語集」により構築した大学評価関係用語の通用性を高めるための用語集の更新を行うとともに、機構の行う評価関係資料の英訳などを通じてさらに情報発信していくこととしている。	A	○ 大学情報データベースについては、各国立大学法人等から情報の提供を受け、整理・分析された情報を各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用されるよう提供しており評価できる。 ○ 評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有する「大学評価情報ポータルサイト」を構築・運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、ウェブ上で提供しており評価できる。 ○ 国内関係機関との連絡会の実施、APQN（Asia Pacific Quality Network：アジア太平洋質保証ネットワーク）年次総会の機構による主催、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実にを行った。 ○ 英国QAA（Quality Assurance Agency：高等教育質保証機構）との協力により作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」の完成により、機構をはじめとする我が国の評価を中心とした高等教育に関する用語を集約することができ、我が国の評価に関する情報を外国語で発信する基盤整備をしていることは評価できる。
（1） 評価に関する情報の収集、整理、提供	（1） 評価に関する情報の収集、整理、提供	○ 大学評価に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。	○ 国立大学法人評価での大学情報データベースの目的・役割等について説明会を開催し、各国立大学法人等から情報の提供を受け、各国立大学法人等が国立大学法人等の教育研究評価の実績報告書の作成に資するべく、12月から各国立大学法人等に提供を行うとともに、機構の評価担当者が資料として活用できるよう、整理・分析し、提供方法の検討を行った。 ○ 評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有する「大学評価情報ポータルサイト」を構築・運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、ウェブ上で提供した。 ○ 国内関係機関との連絡会の実施、APQN年次総会の機構による主催、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実にを行った。 ○ 英国QAAとの協力により作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」の完成により、機構をはじめとする我が国の評価を中心とした高等教育に関する用語を集約することができ、我が国の評価に関する情報の外国語での発信の基盤整備ができた。 今後は、「高等教育に関する質保証関係用語集」により構築した大学評価関係用語の通用性を高めるための用語集の更新を行うとともに、機構の行う評価関係資料の英訳などを通じてさらに情報発信していくこととしている。	A	○ 大学情報データベースの活用方法を含めた説明会を行っていることは評価できる。 ○ 日本の大学評価について英語での情報発信が出来たことは、将来の外国との情報交換や議論に大きく貢献するものであり評価できる。
1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供	1) 大学情報データベースシステムによる情報の収集、整理、提供		○ 平成19年7月上旬より、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。収集したデータを機構において集計し、国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用し、実績報告書の作成に資するよう、整理・分析を行い、12月から各国立大学法人等に提供を行った。 また、収集したデータについて、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析方法及びその提供方法の検討を行った。	A	○ 平成17・18年度の試行的構築をもとに19年度において、大学情報データベース構築を行い、かつ、各国立大学法人等から情報の提供を受け、整理・分析した情報を各国立大学法人等にフィードバックできたことは評価できる。これにより、今後の教育研究活動評価の作業の効率化、評価の統一性などに寄与することが期待される。
① 大学等と連携・協力の上、大学情報の収集、整理、提供を行う大学情報データベースを構築する。そのために必要なソフトウェアを開発するとともにハードウェアの整備を行い、国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、毎年度定期的に情報の提供を受ける。 また、公私立大学については、各大学の要請を踏まえ情報の提供を受ける。 公開セミナー等を年1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。	① 国立大学及び大学共同利用機関の協力の下に、情報の提供を受ける。 また、公開セミナー等を1回以上開催し、国立大学等との情報交換を進めるとともに、大学情報データベースシステムに対する理解を深める。		○ 平成17・18年度に、20の国立大学法人の協力を得て実施した大学情報データベース試行的構築での経験をもとに整理を行ったデータ項目について、平成19年7月上旬より、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の提供を受けた。 ○ 各国立大学法人等に大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成19年7月3日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した。同説明会では、大学情報データベースの概要、具体的な内容及び入力方法等について、説明を行った。なお、平成19年5月22日～6月13日に開催した「中期目標期間の評価に関する説明会」においても、国立大学法人等の教育研究評価での大学情報データベースの目的・役割について説明を行った。		
② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、情報の整理・分析を行う。	② 大学等が自己評価や教育研究活動の改善等を行うに際しての活用、機構の評価における活用や、大学情報の社会へのわかりやすい提供等に資するため、大学等から提供を受ける情報の整理・分析を行う。		○ 各国立大学法人等から収集したデータを機構において集計し、各国立大学法人等における自己評価の根拠資料や実績報告書の作成に活用できるよう、整理・分析を行った。 また、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析を行った。 さらに、大学情報の社会へのわかりやすい提供に資するための整理・分析の方法について検討を行った。		
③ 上記で収集・整理された情報を、機構の評価において評価担当者に提供するとともに、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供している。	③ 上記で整理・分析された情報を、各大学等に提供していく。また、国民各層に利用しやすい形で提供していく。		○ 上記で整理・分析された情報を各国立大学法人等における自己評価の根拠資料として活用できるよう、12月から各国立大学法人等に提供するとともに、機構の評価担当者への情報の提供方法について検討を行った。また、収集した情報の社会への提供方法・内容等について、検討を行った。		

<p>く。</p> <p>④ 上記①から③の情報収集・提供事業を円滑に実施するために、セキュリティに十分配慮しつつ情報基盤の強化を図り、外部接続回線の増強を図る。</p>	<p>④ 平成19事業年度年度計画なし</p>				
<p>⑤ 大学情報データベースシステムの運用開始後のウェブサイトのアクセス件数について、毎年10%以上の増加となるように、情報提供の充実を図る。</p>	<p>⑤ 平成19事業年度年度計画なし</p>				
<p>2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供</p>	<p>2) 国内外の大学及び評価機関の評価に関する情報、評価に関する調査研究資料等の収集、整理、提供</p>		<p>○ 評価に関する情報収集、整理、提供については、大学等の自己点検評価及び外部評価に関する情報、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物等については、機関別の検索機能等を有する「大学評価情報ポータルサイト」を構築・運用し、各国公私立の高等教育機関の協力の下、ウェブ上で提供した。</p> <p>○ 国内関係機関との連絡会の実施、APQN年次総会の機構による主催、国内外の会議、セミナーなどへの積極的参加により、評価に関する調査・研究に関する情報、評価関係機関の情報収集を着実に行った。</p> <p>○ 英国QAAとの協力により作成した「高等教育に関する質保証関係用語集」の完成により、機構をはじめとする我が国の評価を中心とした高等教育に関する用語を集約することができ、我が国の評価に関する情報の英語での発信の基盤整備ができた。</p> <p>○ 今後は、「高等教育に関する質保証関係用語集」により構築した大学評価関係用語の通用性を高めるための用語集の更新を行うとともに、機構の行う評価関係資料の英訳などを通じてさらに情報発信していくこととしている。</p>	<p>A</p>	<p>○平成19年度において、蓄積してきた「大学評価情報ポータルサイト」の本格運用を開始できたこと、質保証関係用語集の完成と公表は評価できる。</p>
<p>① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理、提供する。</p>	<p>① 大学等が実施している自己点検評価及び外部評価に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。</p>		<p>○ 機構では、大学等が実施している自己点検及び外部評価に関する情報について、評価報告書等の収集、整理を中心に実施してきたところであるが、大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには、より情報の提供に重心をおく必要があることから、「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。</p> <p>○ 「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の自己点検及び外部評価や教育研究に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）への窓口の役割を担っている。</p> <p>○ 本サイトは、平成17年10月に機構が各大学等に対して実施した「教育研究活動に関する刊行物調査」の集計結果において自己点検・評価報告書及び外部評価報告書の約8割がウェブサイトで公開されており、その数も年々増加していることから、機構において各大学等の情報の一元的な提供を行うこととした。</p> <p>○ 平成18年度に各国公私立大学に対して各機関の保有する評価の情報提供依頼を行うとともに「大学評価情報ポータルサイト」のシステム開発に着手し、平成19年度においては、前年度の蓄積をもとに改めて各大学に対して情報提供を依頼し掲載する情報の収集、整理するとともに、利用者の利便性などに配慮したシステム構築を行い、平成19年11月に本格的に運用及び公開を行った。</p>		
<p>② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理、提供する。</p>	<p>② 国内外の高等教育に関する評価機関の情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。</p>		<p>○ 国内の高等教育に関する評価機関と定期的に機関別認証評価制度に関する連絡会を開催する（4、6、9、1月の全4回）とともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、平成18年度に実施した評価及び平成19年度に実施する評価についての情報収集及び提供、今後の評価の円滑な実施のための検討を行った。</p> <p>○ 諸外国・地域の高等教育に関する評価機関等の訪問（3カ国5機関）、関係者の招へい（3カ国3機関5人）及び来訪者の受入れ（2カ国2機関13人）により、当該国・地域の高等教育の評価全般及び当該機関における評価に関する最新状況について、情報収集及び意見交換を行った。また、INQAAHE（International Network for Quality Assurance in Higher Education：高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク）など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集した。</p> <p>○ 収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構のウェブサイトまたは機構内電子掲示板へ掲載し、機構の行う評価事業への活用供した。</p> <p>○ 機構外への情報提供としては、上記の評価機関等の訪問、関係者の招へい及び来訪者の受入状況を機構ニュースにより発信したほか、公開フォーラム、シンポジウムを実施し、資料等をウェブサイトに掲載した。</p> <p>○ 平成20年2月には、34カ国・地域から127人（うち国外からは86人）の参加を得て、機構主催でAPQNの年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行った。また、平成19年2月に英国のQAAとの覚書（MoU）締結による協力関係の具体化を図るとともに、平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとの覚書（MoU）締結による協力関係の構築など二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図ることにより海外評価機関等に関する情報収集のための協力関係構築を図った。</p>		<p>○国内の高等教育に関する評価機関と定期的に機関別認証評価制度に関する連絡会を開催するとともに、これらの機関が実施するセミナー等に参加し、平成18年度に実施した評価及び平成19年度に実施した評価についての情報収集及び提供、今後の評価の円滑な実施のための検討を行っていることは評価できる。</p> <p>○INQAAHE（International Network for Quality Assurance in Higher Education：高等教育の質保証機関の国際的ネットワーク）など高等教育の質保証に関する国際会議等への参加を通じて、諸外国・地域の評価機関に関する情報を収集し、収集した情報は順次整理し、必要に応じて翻訳した上、機構のウェブサイトまたは機構内電子掲示板へ掲載するとともに、機構の行う評価事業への活用供していることは評価できる。</p> <p>○平成20年2月に、34カ国・地域からの参加を得て、機構主催でAPQNの年次総会を実施し、アジア・太平洋地域の質保証機関との連携協力体制の構築を行った。また、平成19年2月に英国のQAAとの覚書（MoU）締結による協力関係の具体化を図るとともに、平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとの覚書（MoU）締結による協力関係の構築など二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図ることにより海外評価機関等に関する情報収集のための協力関係構築を図っていることは評価できる。</p>
<p>③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理、提供する。</p>	<p>③ 高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物（シラバス、研究紀要等）及び刊行物の所在等に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。</p>		<p>○ 機構では、高等教育機関の教育研究活動に関する刊行物及びその所在情報について、調査を通じてその書誌情報等の収集、整理を中心に実施してきたところであるが、大学等及び広く社会各方面のニーズにきめ細かく応えていくためには、より情報の提供に重心をおく必要があることから、「大学評価情報ポータルサイト」を構築することとした。</p> <p>○ 「大学評価情報ポータルサイト」は、各大学等の教育研究活動の情報や評価に関する発信情報（ウェブサイト上で公開されている情報）への窓口の役割を担っており、本サイトは、関係法令等により各大学等の情報の積極的な提供が要請されていること等から機構において各大学等の教育研究活動等の情報の一元的な提供を行うこととした。</p> <p>○ 平成18年度に各国公私立大学に対して各機関の保有する教育研究活動の</p>		

<p>④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理、提供する。</p>	<p>④ 国内外の評価に関する調査・研究に関する情報を収集、整理し、機構のウェブサイト等にて情報提供を行う。</p>		<p>情報提供依頼を行うとともに、「大学評価情報ポータルサイト」のシステム開発に着手し、平成19年度においては、前年度の蓄積をもとに改めて各大学に対して情報提供を依頼し掲載する情報の収集、整理するとともに、利用者の利便性などに配慮したシステム構築を行い、平成19年11月に運用及び公開を行った。</p> <p>○ 国内外の他機関が開催するセミナー等に参加し、評価に関する調査・研究に関する情報を収集した。 収集した情報は、研究成果として、調査研究会でとりまとめた報告書や機構が刊行する学術誌『大学評価・学位研究』に掲載した。これらの報告書及び『大学評価・学位研究』は機構のウェブサイトでも公開した。</p> <p>○ 平成20年2月に機構主催にて実施したAPQNの年次総会において、APQN正会員である財団法人大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下、APQN総会開催のための国内実施委員会を組織し、年次総会開催時のプログラム原案の作成等を通じて国内外の評価・質保証に関する調査・研究に関する情報を収集した。 なお、本総会時に発表された総会参加者の発表資料等はAPQN事務局と連携の上APQNのウェブページに掲載するための準備を進めた。</p>		
<p>⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。</p>	<p>⑤ 機構が行った大学評価を中心とする我が国における大学評価の動向等の情報を外国語により提供する。</p>		<p>○ 我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して情報発信するという観点から、機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行い、「Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan」(英訳版)を平成20年2月に完成させ、機構のウェブサイトで公表した。</p> <p>○ 我が国の高等教育制度の概要などを含めた機構の評価事業を中心とした海外への説明資料として、「Overview of NIAD-UE」を平成20年2月に完成させ、機構のウェブサイトで公表した。</p> <p>○ 高等教育の質保証に関する情報発信を通じて評価制度への理解を深め、諸外国への情報発信を通じて評価制度への理解を深めるとともに、諸外国への情報発信を通じて質保証に関する国際連携活動を推進するため、平成19年2月に覚書(MoU)を締結した英国QAAとの協力活動の一環として、「Glossary of Quality Assurance in Japanese Higher Education」(高等教育に関する質保証関係用語集)を平成19年11月に完成させ、機構のウェブサイト上で公表した。本冊子は、国内関係機関の質保証に関する理解促進につながるとともに、協力機関である英国QAAとの相互理解のみならず、広く英語圏の高等教育関係者からの反響も大きく、海外での我が国の高等教育への理解促進に広く貢献した。</p> <p>○ また、上記の英語版の資料に関しては、平成20年2月に機構が主催して開催されたAPQN年次総会において参加者へ配布するなど広く海外の評価機関、高等教育関係機関等へ配布し、機構及び我が国の高等教育への理解促進を図った。</p>		<p>○機構が平成18年5月に刊行した『大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法－』を海外向けに原稿の加筆・修正を行い、「Evaluation and Quality Assurance of Higher Education in Japan」(英訳版)及び我が国の高等教育制度の概要などを含めた機構の評価事業を中心とした海外への説明資料として、「Overview of NIAD-UE」を平成20年2月に完成させ、機構のウェブサイトで公表し、我が国の大学評価を中心とする高等教育の動向を海外に対して情報発信していることは評価できる。</p>
<p>(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供</p> <p>① 毎年度、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。</p> <p>② 毎年度、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。</p> <p>③ 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供に大学情報データベースシステムを活用する。</p> <p>④ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。</p>	<p>(2) 学習の機会に関する情報の収集、整理、提供</p> <p>① 「平成19年度科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。</p> <p>② 「平成19年度大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、本機構のウェブサイトにおいて公開する。</p> <p>③ 平成19事業年度年度計画なし</p> <p>④ ウェブサイトのアクセス件数について年間45万件以上のアクセス件数となるように、情報提供の充実を図る。</p>	<p>○ 学習の機会に関する情報を体系的に収集、整理するとともに、効果的な情報提供を行っているか。</p>	<p>○ 学習機会を求める国民への情報提供として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」や「機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し機構のウェブサイトで公開した。 また、国民や申請予定者等に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するための検討を行い、ページの構成及び内容等について改善・充実するとともに、学位授与に関する各種資料を積極的に公開したことにより、学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、合計で約55万件であった。</p> <p>○ 学位授与申請者に対する学習情報の提供の一環として、「科目等履修生制度の開設大学一覧」を作成し、1月下旬にウェブサイトで公開した。 なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとしており、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。 「科目等履修生制度の開設大学一覧」へのアクセス件数が、年合計で101,288件にのぼり、また、年度当初や最新情報公開月には、月に10,000件に達するなど、学習希望者等に有効に活用されている。</p> <p>○ 大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す際の利便に供するために、「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成し、1月下旬にウェブサイトで公開した。 なお、平成19年度版から冊子媒体では作成せずに、機構ウェブサイトでのみ公開することとしており、ウェブサイトを利用できない個人からの申出には、随時、必要箇所の写しを配付するなど、サービスの低下が起こらないよう配慮した。 この一覧は、大学以外で学位の取得を目指す者が、学習の機会を探す上で非常に有効な情報となっており、アクセス件数は、年合計で33,341件、月平均で約2,700件であった。</p> <p>○ 学位授与事業に関心のある人々や申請予定者に事業内容や手続が分かりやすく、使いやすいウェブサイトを構築するために、ページの構成及び内容等について改善・充実した。 この結果、平成19年度の学位授与事業に係るウェブサイトのアクセス件数は、当初の計画の45万件を上回る55万件となった。</p>	<p>A</p>	<p>○学習機会を求める国民のニーズに適切に対応している。特に、学位授与に関するウェブサイトへのアクセス件数が当初計画の45万件を上回ったことは評価できる。</p>

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

(5) その他の業務（Ⅱ国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置）

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	(1) 国内外の他の関連機関等との連携・協力	○ 評価システムの改善・充実等に資するため、国内外の関連機関等と適切な連携・協力を図っているか。	○ 各認証評価機関の評価事業の円滑な実施に資することを目的とし、各認証評価機関と「機関別認証評価に関する連絡会」を4回開催した。 ○ 平成20年2月に機構主催にて実施したAPQN (Asia Pacific Quality Network: アジア太平洋質保証ネットワーク) の年次総会において、APQN正会員である大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力しAPQN総会開催のため国内実施委員会を組織し、APQN総会の実施を行った。 ○ 平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターとの覚書 (MoU) を締結するとともに、韓国の質保証機関との今後の具体的な協力関係を構築するための協議を進める等、二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図った。 ○ 高等教育の質保証に関する国際的な諸機関等の活動への参画については、機構の評価の国際的な通用性確保という観点から、UNESCO、OECDの実施する国際会議への参加を行った。 ○ 評価・質保証機関の国際ネットワークへの参画については、アジア・太平洋地域の質保証ネットワークであるAPQNの年次総会を機構が主催し実施する、積極的な参画を行う等、連携協力体制の構築を行った。また、世界的な質保証ネットワークであるINQAAHEの実施する国際会議へも積極的に参加した。	A	○各認証機関との連絡会を開催したことは評価の客観性に寄与することであり評価できる。 ○アジア太平洋質保証ネットワークへの貢献、中国、韓国との連携、英国QAAとの連携など着実に連携・協力が進捗していることは評価できる。 ○UNESCO、OECDの実施する国際会議への参加を行っていることは評価できる。 ○アジア・太平洋地域の質保証ネットワークであるAPQNの年次総会を機構が主催し実施、積極的な参画を行う等、連携協力体制の構築を行っている。また、世界的な質保証ネットワークであるINQAAHEの実施する国際会議へも積極的に参加していることは評価できる。
① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。	① 国内の他の評価機関との連絡協議会を開催し、評価事業の円滑な実施に向けた連絡調整や、協力して取り組むべき課題に対する検討等を実施する。		○ 各評価機関の評価事業の円滑な実施に資するため、大学基準協会、短期大学基準協会、日本高等教育評価機構と「機関別認証評価評価制度に関する連絡会」を4回開催し、認証評価の実施をめぐる諸課題に対する意見交換、検討等を実施した。 ○ 各評価機関が開催するシンポジウム等において、教職員が相互に参加する等により、認証評価機関の連携協力の強化を図った。 ○ 平成20年2月に機構主催にて実施したAPQNの年次総会において、APQN正会員である大学基準協会、日本技術者教育認定機構と協力の下、APQN総会開催のため国内実施委員会を組織し、APQN総会の実施を行った。		
② INQAAHE (International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education) に参加し、国際的な高等教育の質の保証に関する論議に積極的に参画するとともに、この場を通じて、諸外国の評価機関及び審査による学位授与機関・組織等との情報の共有、協力体制の構築などを図る。	② INQAAHE、APQN等の国際的な高等教育の質保証に関する会議に積極的に参画する。特に平成19年度においてはAPQN年次総会を機構主催にて実施する。また、諸外国の評価機関及び高等教育の質保証に関する機関・組織等との情報共有、協力体制を推進する。		○ 平成19年9月に中国教育部高等教育教学評価センターと覚書 (MoU) を締結し、二国間の継続的な情報交換のための体制整備の充実を図った。 ○ 韓国など我が国と教育研究交流が盛んであり地理的にも近接した国・地域についても今後の具体的な協力関係を構築すべく、訪問や先方からの来訪などを通じて協議を進めた。 ○ 高等教育の質保証に関する国際的な諸機関等の活動への参画については、機構の評価の国際的な通用性確保という観点から、UNESCO、OECDの実施する国際会議への参加を行った。 ○ 評価・質保証機関の国際ネットワークへの参画については、アジア・太平洋地域の質保証ネットワークであるAPQNの年次総会及びシンポジウムを機構が主催し実施する等積極的な参画を行った。年次総会は、34カ国・地域から127人（うち国外からは86人）の参加を得て実施し、機構から「我が国の高等教育の質保証の理解の促進」等について発表を行った。また、シンポジウムのテーマは、「大学とは何か-質保証の観点から-」であり、参加者は282人と多く、反響が大きく、かつ、好評であった。また、世界的な質保証ネットワークであるINQAAHEの実施する国際会議へも積極的に参加した。		○評価の国際的な通用性の確保は機構のみならず、日本の評価機関全体にとっても重要であり評価できる。
③ 日英高等教育に関する協力プログラムを通じて、英国の大学評価機関等との協力、共同研究体制等を確立する。	③ 日英高等教育に関する協力プログラムの成果を踏まえ、英国の大学評価機関等との協力体制等を確立する。		○ 日英高等教育プログラムは、機構は日本側推進委員会の事務局を担当し、木村機構長が同委員会委員長を務めた。 ○ 同プログラムの第3フェーズとして、「高等教育に関する地域貢献プロジェクト」(平成19年1月～平成19年9月)を行った。具体的には、平成18年7月に実施した日本側推進委員会及び英国側との調整を受けて平成19年3月に対象プロジェクトの参加大学を決定し、日英両大学・機関の相互訪問を経て、その成果として平成19年6月に「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラムを東京で実施し、本プログラムの総括を行った。 ○ 英国QAAと平成19年2月に高等教育質保証の分野での連携に関する覚書 (MoU) を締結し、日英両国の同分野での連携協力を進めた。具体的には、平成19年5月及び11月に英国にて、覚書に基づく協力プロジェクトの協議を行うとともに、平成20年2月に機構が主催して行うAPQNオープンシンポジウムにてQAA理事長に講演をいただくなど、両機関における協力関係を深化させた。特に、「高等教育に関する質保証関係用語集」の作成に関しては、QAA理事長自らプロジェクトに参画いただきその内容充実に貢献いただき、平成20年2月に機構主催で開催されたAPQN年次総会の分科会で発表を行うなど大きな成果を得ることができた。		
(2) 広報活動の実施	(2) 広報活動の実施	○ 機構の実施する事業について広く国民の理解促進等を図るため、広報活動を適切に実施しているか。	○ 機構の広報誌 (ウェブサイト版) において、各事業の活動等に関する情報を年12回 (毎月発行) 発信した。 ○ 機構ウェブサイトによる広報活動については、より視覚的・直感的に理解されやすい映像コンテンツの作成・配信を行った。 ○ マスメディアを利用した広報活動として、認証評価結果を公表している旨の新聞広告を行った。 ○ 月ごとに機構ウェブサイトへのアクセス件数を調査し、ウェブサイトの利用状況の把握に努めた。	A	○ウェブサイトでの広報誌発行を毎月行ったというのは評価できる。
① 機構の活動等を積極的に発信するため、広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、国民の理解の促進を図る。	① 広報誌、インターネット、魅力あるホームページ作り等の広報活動を通し、評価事業及び学位授与事業について、機構の活動等を積極的に発信する。		○ 平成18年度に引き続き認証評価に関するリーフレットを作成し、大学、短期大学、高等専門学校及びその他関係団体に送付した。 ○ 評価事業及び学位授与事業等の機構の事業活動の広報のため、各事業活動等を広報誌「大学評価・学位授与機構ニュース」(第47号～第58号)に掲載し情報発信を行った。機構ニュースは、機構ウェブサイト上での配信		

			<p>という特性を生かし、掲載した記事について、ウェブサイトの関連箇所にリンクを貼るなど、利用者の利便性を高めるよう努めるとともに、毎月1回という短い期間での配信を行うことで、機構の活動をよりリアルタイムに提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が必要な情報を選択できるウェブサイトの特性を生かし、評価事業及び学位授与事業に係る活動等について積極的に情報発信を行った。ウェブサイトには、機構が実施した説明会・研修会・シンポジウムなどの資料等を掲載するほか、評価対象大学等や学位申請者など利用者の利便のため、各種報告書や各種様式等を電子媒体で提供した。 ○ 学位授与事業に関しては、次のリーフレット等を作成配布するとともに、機構のウェブサイトで公表しており、必要に応じて内容の改訂を毎年度行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ① 学士の学位授与制度を簡略に説明するリーフレット「短期大学卒業・高等専門学校卒業・専門学校修了等から「学士」をめざす方へ」 ② 機構から学士の学位を取得した人を支援するため、機構が授与する学位が大学の授与する学位と同等である旨を記載したパンフレット「大学評価・学位授与機構から授与される学位を広く理解して頂くために」 ③ 学士の学位授与の申請予定者に対し、学位取得に関する情報として、機構による学位授与制度と申請手続の詳細を記した冊子「新しい学士への途」 ○ 機構の事業について広く国民に認知され理解を得るために、平成18年度に引き続き、広報番組を作成しウェブサイトにおいて配信した。特に、平成19年度は評価事業及び学位授与事業についての広報番組を各2本ずつ作成し、映像コンテンツの蓄積を図った。 ○ 機構の実施する事業についてマスメディアを利用して広く国民に理解を得るため、平成18年度に引き続き、認証評価の評価結果公表翌日に、全国紙2紙において、機構ウェブサイトにおいて評価結果を公表している旨の広告掲載を行った。 	<p>○学位授与の意義について広く広報することは重要であり、評価できる。</p> <p>○学位の意義が国民に理解され、就職時に評価されるなど現実的メリットが得られるようになることは重要であり評価できる。できれば企業の採用担当者に直に広報できる手段を探ることも重要である。</p>
<p>② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。</p>	<p>② ウェブサイトのアクセス件数についての調査を行い、広報活動の充実に資する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ ウェブサイトにおける月ごとのアクセス件数を調査し、利用状況の把握に努めたほか、広報活動の成果を評価するのに役立てた。また、調査結果は広報委員会に報告した。評価事業関係、学位授与事業関係の各項目については、さらに細分化した項目ごとのアクセス件数を調査した。 ○ アクセス件数は、ウェブサイト全体としては228万件となり、平成18年度と比較すると約27万件(13.7%)の増加となった。そのうち、大学評価事業関係では18万件の増加、学位授与事業関係では約4万件の増加となった。アクセス件数の調査結果は、広報活動の成果を見積もる指標として活用したほか、アクセス数が減少しているウェブページの要因分析及び対策に活用するための資料として収集した。 	
<p>(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施</p>	<p>(3) 大学等の評価に関する普及活動の実施</p>	<p>○ 評価についての普及活動(シンポジウムやセミナー等)を適切に実施しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学の自己点検・評価への取組と、評価結果をどのように大学の改革に結びつけるかということについて、評価に携わる大学関係者による意見交換を通じて、各大学での評価活動の充実に支援することを目的として、平成19年9月20日に、「評価への取組改善への取組」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。 ○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催し、機構が行う認証評価の趣旨、評価基準等について説明を行うとともに、質疑応答を通じて大学等の理解を深めた。 ○ シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。 ○ 大学や関係諸機関が開催する講演会やセミナー等に積極的に対応し、評価に係る事項について説明を行った。平成19年度は年4回の講演等を行った。 ○ 我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、昨年度刊行した「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法」に続き、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への取組などをまとめた第2巻「大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－」(平成19年6月)及び各大学等の評価への取組事例などをまとめた第3巻「大学評価文化の展開－評価の戦略的活用をめざして－」(平成20年3月)をそれぞれ刊行した。 ○ 日英高等教育に関する協力プログラムの第3プロジェクト「高等教育における地域貢献プロジェクト」の総括として、公開フォーラムを開催した。 ○ 平成20年2月に機構が主催するAPQN年次総会に併せて、APQNオープンシンポジウム『「ユニバーシティ」とは？－質保証の観点から－』を実施した。 ○ 大学等の自己評価担当者に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資することを目的として、大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価のそれぞれについて、自己評価担当者に対する研修会を開催した。 	<p>A</p> <p>○3部作「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法」「大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－」「大学評価文化の展開－評価の戦略的活用をめざして－」の刊行をはじめとして、効果的な普及活動が行われていることは評価できる。</p>
<p>① 評価に関するシンポジウム等の開催機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを年3回以上開催する。</p>	<p>① 評価に関するシンポジウム等の開催機構や、国内外の評価機関が実施する評価の状況や、評価に関する研究成果等を活用したシンポジウムを3回以上開催する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学の自己点検・評価への取組と、評価結果をどのように大学の改革に結びつけるかということについて、評価に携わる大学関係者による意見交換を通じて、各大学での評価活動の充実に支援することを目的として、平成19年9月20日に、「評価への取組改善への取組」と題する大学評価フォーラムを東京で開催した。 ○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の各認証評価について、各大学等に十分な理解を得るためにそれぞれ説明会を開催し、機構が行う認証評価の趣旨、評価基準等について説明を行うとともに、質疑応答を通じて大学等の理解を深めた。 ○ シンポジウム及び説明会等においては、機構が行う認証評価のリーフレットを配付するなど積極的に機構の認証評価について周知を図った。 ○ 大学や関係諸機関が開催する講演会やセミナー等に積極的に対応し、評価に係る事項について説明を行った。平成19年度は年4回の講演等を行った。 ○ 我が国の大学等の評価について、広く国民の理解を得ることを目的として、昨年度刊行した「大学評価文化の展開－わかりやすい大学評価の技法」に続き、国内の諸評価機関が実施している評価事業、海外の大学評価への 	

			<p>取組などをまとめた第2巻「大学評価文化の展開－高等教育の評価と質保証－」（平成19年6月）及び各大学等の評価への取組事例などをまとめた第3巻「大学評価文化の展開－評価の戦略的活用をめざして－」（平成20年3月）をそれぞれ刊行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日英高等教育に関する協力プログラムの第3プロジェクト「高等教育における地域貢献プロジェクト」の総括として、公開フォーラムを開催した。 ○ 平成20年2月に機構が主催するAPQN年次総会に併せて、APQNオープンシンポジウム『「ユニバーシティ」とは？－質保証の観点から－』を実施した。 	
<p>② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。</p>	<p>② 各大学等の評価担当者等に対するセミナーの実施 各大学等の自己点検・評価業務等を担当する者に対するセミナー等を年1回以上実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学等の自己評価担当者に対し、評価に対する理解を深め、評価業務の円滑な実施に資することを目的として、大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価のそれぞれについて、自己評価担当者に対する研修会を開催した。 ○ 各国立大学法人等に大学情報データベースに対する理解を深めることを目的に、平成19年7月3日、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、「大学情報データベース入力担当者説明会」を開催した。同説明会では、大学情報データベースの概要、具体的な内容及び入力方法等について、説明を行った。なお、平成19年5月22日～6月13日に開催した「中期目標期間の評価に関する説明会」においても、国立大学法人等の教育研究評価での大学情報データベースの目的・役割について説明を行った。 	
<p>③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。</p>	<p>③ 上記のシンポジウムやセミナー等の参加者に対しアンケート調査を実施し、その改善に資する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年9月に開催の大学評価フォーラム「評価への取組 改善への取組」、平成19年6月開催の「高等教育における地域貢献プロジェクト」公開フォーラム、及び平成20年2月開催のAPQNオープンシンポジウム『「ユニバーシティ」とは？－質保証の観点から－』において、アンケート調査を実施し、その結果を次回以降のフォーラム等の要望の把握及び内容や運営方法の改善に資することとした。 ○ 大学、短期大学、高等専門学校及び法科大学院の認証評価の自己評価担当者等に対する研修会参加者に対し、アンケート調査を実施し、その結果を次回以降の研修会等の内容や運営方法の改善に資することとした。 	

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

2 業務運営及び財務内容

(1) 業務運営 (II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評定	委員のコメント
<p>(1) 事業の実施にあたり、評価事業については大学評価委員会等(大学、短期大学、高等専門学校の教育研究等の総合的状況に関する評価を担当するそれぞれの委員会、法科大学院の教育研究活動の状況に関する評価を担当する委員会、国立大学法人評価委員会からの要請に基づく国立大学・大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を担当する委員会をいう。)及び学位授与事業については学位審査会とそのもとに置かれる委員会に、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。</p> <p>また、調査研究業務、情報提供業務及び管理運営業務についても、大学関係者及び有識者等の参画を得て運営する体制の整備を図る。</p>	<p>(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等</p> <hr/> <p>① 評価事業及び学位授与事業実施に関する組織 評価事業及び学位授与事業の実施にあたり、次に掲げる組織に大学関係者及び学識経験者等の参画を得て運営を行う。 ア 大学機関別認証評価委員会 イ 短期大学機関別認証評価委員会 ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 エ 法科大学院認証評価委員会 オ 国立大学教育研究評価委員会 カ 学位審査会</p> <hr/> <p>② 評議員会 各界・各層の学識経験者で構成する評議員会を組織し、機構の業務運営に関し、幅広く高い識見に基づき重要事項の審議を行う。</p> <hr/> <p>③ 運営委員会 機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験のある者から構成する運営委員会を組織し、機構の事業の運営実施に関し審議を行う。</p>	<p>○ 大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営等を実施しているか。</p>	<p>○ 機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学評価委員会等及び学位授与と事業を行う学位審査会等に大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営した。これらの組織では、業務(事業)の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。</p> <p>○ 大学等の教育研究水準の向上に資するため、平成18年度に引き続き、下記アからオまでの各委員会を設置し、大学等の教育研究活動の状況について評価を行う評価事業の実施体制の整備を行った。</p> <p>① 大学、短期大学及び高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況に関する評価(機関別認証評価)について審議を行う。 ア 大学機関別認証評価委員会 イ 短期大学機関別認証評価委員会 ウ 高等専門学校機関別認証評価委員会 において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を実施した。</p> <p>② 法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育活動状況に関する評価(法科大学院認証評価)について審議を行う。 エ 法科大学院認証評価委員会 において、認証評価に関する基本的事項及び個別の評価を審議した。</p> <p>③ 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請を受けて実施する、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究活動の状況に関する評価に関する審議を行う。 オ 国立大学教育研究評価委員会 を設置し、国立大学法人等の教育研究活動に関する評価の基本的方針等を検討した。</p> <p>○ 学位授与事業における学位審査会 カ 学位審査会は、国公立大学の教員等で高度な学識を有する者の参画を得て、適切な審査体制を確立し、十分な審査を行った。</p> <p>○ 機構長の諮問に応じ、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者、その他の機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、適切な審議体制を確立している。平成19年度は、6月、10月及び3月に開催し、業務方法書の変更、中期計画の変更、平成20年度年度計画、評価及び学位審査に関する各種委員会の委員の選考等、機構の運営に関する重要事項について審議を行った。その審議において、学位審査のスケジュールを短縮しても学位審査の質を低下させないように留意すること、評価及び学位の国際通用性を高めるための活動を機構が行っていくことなどの意見をいただき、それらを業務運営及び評価事業、学位授与事業の運営に反映させた。</p> <p>○ 運営委員会は、大学関係者及び学識経験者の参画を得て、6月、9月及び3月に開催し、評議員会との調整を図りつつ、機構の事業の運営実施について審議を行った。その審議において、教員の人事について大学等との交流を行っていくこと、人件費の削減により職員の負担増や事業の質低下を招かぬよう留意することなどの意見をいただき、それらを業務運営及び評価事業、学位授与事業の運営に適切に反映させた。</p>	<p>A</p>	<p>○評議員会、運営委員会などは、各方面からの有識者等の参画を得て運営し、業務(事業)の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たしており評価できる。</p>
<p>(2) 毎年度、自己点検・評価を行う。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。</p> <p>さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において、平成19年度～20年度の間、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、その際には、大学等の評価、学位授与、調査及び研究並びに情報の収集、整理、提供の各業務の連携を図り、効果的、効率的な業務運営を視野に入れることとする。</p>	<p>(2) 自己点検・評価の実施 平成18年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を実施する。その際、業務の成果等に係る各種調査を実施するとともに、その結果を整理・分析して、自己点検・評価に反映させる。</p> <p>また、自己点検・評価の結果に基づき、必要に応じて、業務の見直し、改善を図る。</p> <p>さらに、次期中期目標期間における業務の改善等に資する観点から、外部の有識者で構成される組織において、平成16年度から平成18年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施する。</p>	<p>○ 各事業の業務の実績に係る自己点検・評価を適切に実施しているか。</p>	<p>○ 平成18年度の各事業の業務の実績に係る自己点検・評価においては、監事2人を含む自己点検・評価委員会等で十分な審議を重ね、年度計画を十分に履行し、中期計画の達成に向かって着実に成果を上げているとの結果を得た。</p> <p>○ 平成19年度の各事業の業務の実施についても、同じく自己点検・評価委員会において業務の進捗状況を点検するなど、機構全体で進捗管理に努めたほか、文部科学省独立行政法人評価委員会からの評価結果等に関しても、指摘事項への対応方針について検討した上、平成20年度以降の業務にどのように反映させるかについて整理・分析し、着実に取組を行うなど、自己点検・評価に基づき、業務の適正な実施に努めた。</p> <p>○ 評議員会、運営委員会において、外部有識者等からの高い識見に基づく意見を取り入れる体制を整え、その意見を業務に反映させており、大学等を取り巻く環境に十分配慮しつつ業務運営の透明性を確保するとともに、効率的・効果的な業務の実施に向けた改善を図ることができた。</p> <p>○ 機構の業務改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者6人で構成される組織「外部検証委員会」において、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに機構の業務全般について検証を実施した。認証評価事業及び学位審査事業については、「外部検証委員会」の小委員会として「認証評価に関する外部検証委員会」及び「学位授与に関する外部検証委員会」を設置し、検証を実施した。検証の結果、大学評価事業及び学位授与事業のより円滑な実施、両事業と表裏一体の関係にある調査研究事業の強化、国際連携の強化、情報の収集・整理の一層の推進、社会のニーズにあった情報提供の充実などを行うことが必要であると指摘されたところである。次期中期計画の策定に当たってこのような有益な意見をいただくことができ、これらの結果に基づき、必要に応じて業務の見直しを図るとともに、次期中期計画に反映させることとしている。</p> <p>外部検証委員会 第1回 平成19年12月10日 第2回 平成20年3月4日</p>	<p>S</p>	<p>○機構の業務改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、外部の有識者で構成される「外部検証委員会」を設置し、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに機構の業務全般について検証を実施し、検証結果に基づき、必要に応じて業務の見直しを図るとともに、次期中期計画に反映させることとしていることは評価できる。</p>

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

(1) 業務運営（I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を進め、一般管理費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、毎事業年度につき、1%以上の削減を図る。 例えば、次のような措置を講ずる。	1 業務については、既存経費の見直しを行い、業務の効率化を図る。また、一般管理費（退職手当を除く。）については、計画的削減に努め、平成18年度実績と比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、平成18年度実績と比較して1%以上の削減を図る。 例えば、次のような措置を講ずる。	○ 既存経費の見直し、業務の効率化を図っているか。 ○ 業務の合理化を図るための措置を適切に実施しているか。	○ ルーチン業務のアウトソーシング化及び省エネルギー化の推進、ITの積極的な活用、競争性を確保した効率的な調達などの見直しを行った。その結果、平成18年度実績と比較し、一般管理費（退職手当を除く。）については3.29%、その他の事業費（退職手当を除く。）については1.14%を削減した。 ○ 給与計算業務等のアウトソーシング、派遣職員の受入れを行った結果、例えば超過勤務手当については、平成18年度と比較し、6,103千円を削減した。また、執務室の空調設備の自動運転時間の短縮、冷暖房温度設定（夏季28℃、冬季19℃）の徹底など、光熱水量の節約に対して積極的な取組を実施した。その結果、平成18年度の光熱水量と比較し、電気使用量19,777kwの節約が図られ、光熱水量に係る全体経費として730千円を削減した。 なお、派遣職員には、業務の性質及び方向性等が把握できるよう、担当業務に係る打ち合せ等には常勤職員と同様に参加して貰い、質の低下及びコミュニケーション不足が生じないよう留意している。 ○ 共有フォルダによる情報の共有化、通知文書等のグループウェア及び電子メールによるペーパーレス化の徹底を行った。また、紙媒体で作成、送付していた報告書等の印刷物を電子媒体でウェブサイトに掲載するなどの取組を行った結果、複写機に要する経費、印刷製本費及び通信運搬費の削減が図られ、平成18年度と比較し、107千円を削減した。 ○ 事務用品の一括購入やコピー用紙の購入などに係る一般競争入札の実施等を行った。 ○ なお、平成19年度から随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札に移行している。また、他機関との共同購入については、過年度実績や他大学間の実例等を踏まえ、検討した結果、業務効率化と経費節減につながることから実施しないこととした。	A	○ 効率化目標を上回る実績を上げていることは評価できるが、アウトソーシング化の効果を検討し実施することも必要である。 ○ 随意契約の見直しについては、平成19年度から随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札に移行し、透明性を確保している。 ○ 随意契約の見直し状況について、監事監査を実施し、特段、指摘はなかったことを確認した。
① 恒常的な省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約に努めるとともに、省エネルギー化のための環境整備を進める。	① 恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングを検討するとともに、省エネルギー化に対応するため、光熱水量の節約及び省エネルギー化のための環境整備に努める。				
② グループウェアの活用により、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化を進め、用紙代を削減する。	② グループウェアをはじめとするITの積極的な活用を進め、情報伝達の迅速化、情報の共有化、ペーパーレス化等の対策に取り組む。				
③ 印刷製本及び配付に係る経費については、外部への提供手段の見直しを行い、ウェブサイト等への情報掲載を推進する。	③ 競争性を確保した契約等をさらに進めるとともに、他機関との共同購入を実施する。				
④ 消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進める。					

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

(2) 財務内容（Ⅲ～Ⅵ 財務内容の改善）

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
<p>Ⅳ 財務内容の改善に関する事項（中期目標）</p> <p>1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に関して、適正かつ効率的に執行する仕組みの構築を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により固定的経費の節減を図る。</p>		<p>○ 予算の適正かつ効率的な執行を図っているか。</p>	<p>○ 適正な事業別予算管理 （1）セグメント区分の設定 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示した。 （2）予算の執行管理 予算が業務別に計画どおり適正に執行されているかを四半期毎にモニタリングを行い、随時、執行状況に応じてヒアリングを実施し、効率的な執行に努めた。また、平成18年度に引き続き、財務会計システムにより、各事業を担当する部門においても評価手数料収入及び学位審査手数料収入に係る経費の執行状況を確認することなど、財源別財務情報の把握及びコスト管理の徹底に努めた。</p> <p>○ 適正な資金計画 現金の手許有高に不足が生じないように、収入予定時期及び支出予定時期を把握し適正な資金計画を策定するとともに、日々、現金の手許有高と現金出納帳の照合を行った。</p> <p>○ 監査の実施 ・役員直轄の企画監査課を新設し、監査係2人配置した。 ・独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的とし、内部会計監査を10月17日から19日の3日間にわたり実施した。科学研究費補助金の内部監査についても、10月22日に実施し、適正な使用確保に努めた。 ・平成18年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行った。 ・監事監査については、平成18年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を6月に行い、また、平成19年度9月末現在における契約（随意契約の見直し状況）、業務運営の効率化、財務省の予算執行調査を踏まえての対応状況等及び運営交付金債務に対する意見聴取を11月に行い、監査機能の充実を図った。</p> <p>○ 固定的経費の削減状況 効率的な業務運営を行うことにより、光熱水量に係る経費、コピー用紙購入に要する経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定的経費25,710千円の削減を行った。 また、超過勤務手当等の人件費を削減するため、恒常的なルーチン業務等のアウトソーシングの結果、平成18年度の超過勤務手当と比較し、6,103千円を削減した。</p>	A	<p>○業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント情報を開示していることは評価できる。</p> <p>○業務監査等に関する事務を行うため役員直轄の企画監査課を新設するとともに、平成18年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行っていることは評価できる。</p> <p>○光熱水量に係る経費、コピー用紙購入に要する経費、印刷製本及び配付に要する経費、消耗品等の一括購入費等などの固定的経費25,710千円の削減を行っていることは評価できる。</p>
<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の削減 平成22年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度（1,109百万円）に比べて5.0%以上（平成20年度までには概ね3%以上）削減する。ただし、平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり 4 人件費の削減 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の必要な見直しを行う。また、その影響額等も見通した上で、平成20年度の常勤役職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減するために必要な取り組みを行う。</p>		<p>○ 予算 別紙1のとおり</p> <p>○ 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>○ 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>○ 人件費の削減 平成20年度の常勤職員に係る人件費を平成17年度に比べて概ね3%以上削減する人事計画を立案した。平成19年度においては、人件費決算額が平成17年度に比べて2%以上削減となるよう、前年度定年等により退職した教員の一部不補充及び組織改組により管理職ポストを削減した。また、派遣職員の効率的な配置等により超過勤務の縮減を図ることができた。</p> <p>○ 給与水準 平成18年度のラスパイレス指数が103.9%と上回ったことについて要因の分析を行った。なお、平成19年度のラスパイレス指数については102.8%であった。</p>		<p>○平成19年度においては、人件費決算額が平成17年度に比べて2%以上削減となるよう、前年度定年等により退職した教員の一部不補充及び組織改組により管理職ポストを削減した結果、8.8%の削減を図っている。</p> <p>○平成18年度にラスパイレス指数が103.9%と上回ったことについては、都心部から東京都小平市（3級地）への移転保障によるものであることを確認し、今後解消に向けて進んでいくものであり、特段、問題はないと思われる。</p>
<p>Ⅳ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 6億円 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p>	<p>Ⅳ 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 6億円 2 短期借入金が必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p>		_____		
<p>Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画なし</p>	<p>Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画なし</p>		_____		
<p>Ⅵ 剰余金の使途</p> <p>1 評価業務の充実 2 学位授与業務の充実 3 調査研究業務の充実 4 情報収集・整理・提供業務の充実</p>	<p>Ⅵ 剰余金の使途</p> <p>機構の決算において剰余金が発生したときは、評価業務、学位授与業務、調査研究業務及び情報収集・整理・提供業務の充実に充てる。</p>		_____		

独立行政法人大学評価・学位授与機構の平成19年度に係る業務の実績に関する評価（項目別評価）

(3) 人事に関する事項（Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項）

中期計画	平成19年度計画	評価の観点	中期計画・年度計画に対する実施状況	評価	委員のコメント
1 人事に関する計画 (1) 方針	1 人事に関する計画 (1) 方針	○ 職員の計画的かつ適正な配置を行っているか。 ○ 必要に応じて組織の見直しや、人員の適正配置を行っているか。	○ 業務運営の効率化を推進するため、業務量の変動に応じた課の統合、廃止、新設等の組織の改組及び業務量に応じた人員配置等を行ったことにより、機構が行う事業を適切に遂行することができた。 ○ 機構において実施した実践的研修や外部機関が実施した専門的研修等に多数の職員が参加したことにより、職員の資質の向上等が図られた。 ○ 教員の採用については、公募により幅広く人材を求めた結果、即戦力となる有用な人材を確保することができた。	A	○業務運営の効率化を推進するため、業務量の変動に応じた課の統合、廃止、新設等の組織の改組及び業務量に応じた人員配置等を行ったことにより、機構が行う事業を適切に遂行することができたことは評価できる。
① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。	○ 職員の専門的な能力の向上を図るため、研修を適切に実施しているか。 ○ 教員の公募制により、幅広く人材を求めているか。	○ 2部10課体制（管理部4課、評価事業部6課）から役員直轄の企画監査課を新設した上で、2部7課体制（管理部3課、評価事業部4課）に組織を改組した。また、研究部においては、研究部門を廃止した。 ○ 年度当初の人員配置については、新設の企画監査課に6人の職員を配置し、管理部にあつては、業務の移管等により3人の減員、評価事業部にあつては、業務量増により1人の増員、教員にあつては、9人の定年等退職に対して当面の措置として4人の補充を行った。 ○ さらに、年度途中に、平成20年度の評価事業等の業務増大を見据えた職員配置の一環として、新規採用や人事交流及び配置換えを行った。 他機関との人事交流については、継続して実施（50機関74人）し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保することができた。また、業務の継続性を勘案した新規採用職員については、年度途中の採用者を含め6人を採用した。		○業務繁忙化の中で、職員増加を抑制している。ただし、人事交流における他機関依存が過度となると、プロパー職員の専門能力養成の阻害要因となることに留意が必要である。
② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。	② 特に事務系職員など、職員の専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行う。		○ 機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、職員の資質及び能力の向上を図った。 ① 実践的研修等（機構実施） ・情報セキュリティポリシーに関する説明会（4月2日実施、40人参加） ・学位授与事業に関する研修（4月4日実施、45人参加） ・評価事業に関する研修（4月4日及び4月25日実施、45人及び70人参加） ・パソコン研修（6月の8日間実施、延べ45人参加） ・著作権に関する研修（6月25日実施、32人参加） ・英会話研修（10月～2月週2回英会話学校に通学、4人参加） （3月に合宿型研修（3日間）、6人参加） ② 専門的研修等（外部機関実施） ・監査業務、著作権制度、個人情報保護、情報システム及び衛生管理に関する研修等（18件の研修、講習、セミナー、45人参加） ③ 大学等実務研修 ・西東京地区等の3大学に機構採用職員4人派遣 （12ヶ月1人、6ヶ月1人、9ヶ月1人、3週間1人） ④ 文部科学省関係機関職員行政実務研修 ・文部科学省に機構採用職員1人派遣（12ヶ月）		
③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。	③ 教員の採用に公募制を用い、幅広く人材を求める。		○ 機構のウェブサイト等を活用した公募により幅広く人材を求めた結果、即戦力となる有用な人材を確保することができた。		
(2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、その職員数の抑制を図る。 (参考1) ① 期初の常勤職員数 149人 ② 期末の常勤職員数見込み149人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 5,400百万円 ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬（給与）、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）は含まない。	(2) 人員に係る指標 常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。		○ 平成19年度期初の常勤職員数 137人 平成19年度期末の常勤職員数 140人 年度途中に新規採用等を行ったことにより、期初の職員数から3人増となっているが、法人化前の平成15年度職員数148人に比し、平成16～19年度期初の平均職員数は142.5人であり、着実に職員数の抑制を図っている。		

平成19年度 入札・契約の適正化に係る追加評価

独立行政法人大学評価・学位授与機構

評価項目	評価結果	備考(実績等)
I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価		
1 契約方式、契約事務手続、公表事項等契約に係る規程類の適正性についての評価	○契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る規程類について適切に整備されている。	○機構ウェブサイト上に契約方式、契約事務手続、公表事項等が規定された契約に係る規程等(「会計規則」、「契約規則」、「契約事務取扱細則」、「契約の公表の取扱いについて」)を適切に整備し、公表している。
2 契約の適正実施確保のための取組(※1)についての評価	(項目別評価p27 委員のコメント欄) ○業務監査等に関する事務を行うため役員直轄の企画監査課を新設するとともに、平成18年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行っていることは評価できる。	(項目別評価p27 中期計画・年度計画に対する実施状況欄) ・役員直轄の企画監査課を新設し、監査係2人配置した。 ・独立行政法人大学評価・学位授与機構内部会計監査規則に基づき、機構における予算執行及び会計処理の適正を期すことを目的とし、内部会計監査を10月17日から19日の3日間にわたり実施した。科学研究費補助金の内部監査についても、10月22日に実施し、適正な使用確保に努めた。 ・平成18年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、内部統制の強化を図ることにより、財務の状況に関する監査を充実させ、厳格な会計処理を行った。 ・監事監査については、平成18年度財務諸表及び業務実績報告書に対する意見聴取を6月に行い、また、平成19年度9月末現在における契約(随意契約の見直し状況)、業務運営の効率化、財務省の予算執行調査を踏まえての対応状況等及び運営費交付金債務に対する意見聴取を11月に行い、監査機能の充実を図った。
3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況についての評価	(項目別評価p26 委員のコメント欄) ○随意契約の見直しについては、平成19年度から随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札に移行し、透明性を確保している。 ○随意契約の見直し状況について、監事監査を実施し、特段、指摘はなかったことを確認した。	(項目別評価p26 中期計画・年度計画に対する実施状況欄) ・なお、平成19年度から随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札に移行している。また、他機関との共同購入については、過年度実績や他大学間の実例等を踏まえ、検討した結果、業務効率化と経費節減につながらないことから実施しないこととした。
II 個々の契約に係る評価		
監事による個々の契約のチェックプロセスや第三者によるチェックプロセスを把握した上で行う、契約における競争性・透明性の確保の観点からの、特定の契約(※2)に対する監事等によるチェックプロセスについての評価	○監事によるチェックプロセス及び第三者によるチェックプロセスは適切なものであると評価できる。	・監事監査計画の監査項目「契約の状況」に基づき、随意契約について詳細に監査した。その結果、透明性、公正性及び競争性の確保から、平成20年度以降、一般競争、公募又は企画競争に移行のための準備を進めているなど、見直しを図っていると判断された。 ・平成18年度に引き続き、監査法人と監査契約を締結し、会計監査人による契約書類のチェックを実施した。

※ 斜体部分はすでに提出している評価書に記載している事項

※1 契約事務の適正実施確保のためにとられている措置や体制(内部審査体制、外部審査体制、監事監査等)についての評価を記載(措置や体制がとられていない場合はその必要性について評価)

※2 関連公益法人との随意契約及び落札率が95%以上の契約(予定価格を公表していない場合は応札者が1者のみの契約)(500万円以上)を対象とする。500万円以上を対象としたときに該当する契約件数が多い場合は、契約金額上位30件程度が入る金額で下限を定める。